

やしおし
八潮市

たぶんかきょうせいすいしん
多文化共生推進プラン



たが おも たす
お互いを思いやり、助けあいながら

く
暮らしやすいまちをつくるために

と く
みんなで取り組むプランです

やしおし
八潮市

はじめに



日本の在留外国人は、282万人に達し、私たちの暮らしのなかで外国人の方と接する機会はますます身近なものとなっています。平成31年（2019年）4月からは、「改正出入国管理法」の施行により外国人材の受け入れが拡大され、また令和3年（2021年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催をきっかけとして、日本への関心が一層高まっており、今後も在留外国人や訪日外国人の更なる増加が見込まれているところです。

本市においても、約4,000人の在留外国人が暮らしており、市人口の約23人に一人が在留外国人という状況であることに加え、国籍に関わらず言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民が、今後ますます増加していくことが予想されています。

このような状況から、日本人市民と外国人市民が、お互いの文化的な違いを認め合い、共に地域のまちづくりを担う仲間として、お互いの心がふれあう住みやすいまちを目指し「八潮市多文化共生推進プラン」を策定しました。

プランの策定にあたっては、「八潮市多文化共生推進プラン策定委員会」において、様々なご意見をいただき、本市の課題や取り組むべき施策等について検討し、「お互いを尊重し、みんなでつくる多文化共生のまち やしお」を基本目標に、実施すべき様々な施策を示しました。

今まで経験したことのないコロナ禍のなかにあって、SDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現し、すべての市民が地域で活躍できる、「住みやすさナンバー1のまち やしお」にしていくために、日本人市民や外国人市民、関係団体などと協働して、市全体として多文化共生の取り組みを進めていきたいと思います。

最後に、プランの策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました。「八潮市多文化共生推進プラン策定委員会」委員の皆様をはじめ、外国人市民意識調査などを通じて貴重なご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆様には、心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景…………… 3
2. 多文化共生をめぐる動向…………… 4
3. プランの位置づけと計画期間…………… 10

第2章 八潮市の現状と課題

1. 八潮市の現状…………… 13
2. 外国人市民意識調査…………… 19
3. 八潮市の多文化共生に関する課題…………… 26

第3章 基本的な考え方

1. 基本目標…………… 31
2. 施策の柱と数値目標…………… 32
3. 施策の体系…………… 34

第4章 施策の展開

- 施策の柱 1 学習支援と円滑なコミュニケーション…………… 39
1. 日本語学習の支援…………… 39
 2. 行政・生活情報の提供…………… 41
- 施策の柱 2 誰もが安心して暮らせるまちづくり…………… 43
1. 相談体制の充実…………… 43
 2. 生活基盤の充実…………… 44
- 施策の柱 3 多文化共生の地域づくり…………… 47
1. 多文化共生の意識啓発…………… 47
 2. 地域社会への参画…………… 48

第5章 プランの推進

1. プランの推進体制…………… 51
2. プランの周知と進行管理…………… 51

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 八潮市外国人市民意識調査 | 55 |
| 2. 八潮市多文化共生推進プラン策定委員会 | 67 |
| 3. 諮問及び答申 | 70 |
| 4. パブリックコメント | 71 |
| 5. 八潮市多文化共生推進プラン庁内検討委員会 | 72 |
| 6. 八潮市多文化共生推進プラン策定経過 | 76 |
| 7. 用語解説 | 78 |

*プラン中で、「※」を付した単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

なお、「※」は、プラン中に最初に記載されている単語にのみ付しています。

だい 1 しょう 第 1 章

さく て い プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景

2. 多文化共生をめぐる動向

3. プランの位置づけと計画期間

1 プラン策定の趣旨と背景

本市では、平成17年（2005年）のつくばエクスプレスの開通により、人口の増加が続いています。本市に在留する外国籍住民も年々増加しており、平成17年に1,886人であった外国籍住民は、令和2年（2020年）6月末現在で4,012人となり、総人口に占める外国籍住民の割合は4.34%となっています。

総務省では、多文化共生について「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。多文化共生を実現していくためには、国籍を問わず市民一人ひとりが、多文化共生への理解を深めながら、地域社会に参画できる仕組みが必要です。

本市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」では、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念としています。多文化共生の推進にあたっては、この基本理念に基づき、言葉や文化、習慣の違いから地域に馴染むことが難しい外国人市民と日本人市民とがよりよい関係を築き、支えあっていくための方法を示し、多文化共生意識の醸成を図ることが大切です。

八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち八潮」を目指し、外国人市民と日本人市民とが一体となって多文化共生を推進していくために、「八潮市多文化共生推進プラン」を策定しました。

本プランにおける用語の定義

- 外国人市民・・・国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民。
- 外国籍住民（外国人）・・・日本国籍以外の国籍を有する市民。在留外国人。
- 外国人児童生徒・・・国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ児童生徒。特に日本語での学校教育を受けるにあたり学習言語が不足しており、学習活動への影響がある日本語指導が必要な児童生徒。

2 多文化共生をめぐる動向

(1) 国の動向

わが国に在留する外国人は、令和元年（2019年）6月末現在282万人に達し、総人口に占める割合は2.24%と増加を続けています。【図表1】

総務省では、平成18年（2006年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、基本的な考え方として、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つを示しています。

その後、平成24年（2012年）には、住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳制度の適用対象となり、新たな在留管理制度のもと、外国人も日本人と同様に基礎的行政サービスが受けられるようになりました。

住民基本台帳法の改正により、外国人にとって利便性が向上した主な例

- 正確な世帯構成を把握することが可能になり、世帯全員の住民票の写しが発行できるようになりました。
- 転入届などにより、国民健康保険などの各種行政サービスの届出との一本化が図られ、手続きが簡素化されました。

外国人材の受入れについては、平成5年（1993年）に技能実習制度*が創設され、事実上、外国人雇用の道を開きました。制度創設時は17職種に限られていましたが、現在では農林水産業を含む74職種まで拡大されています。

また、平成21年（2009年）に出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正され、平成22年（2010年）には在留資格*「技能実習」が設けられました。

平成29年（2017年）には、技能実習にかかる規定が取りまとめられ、新たに技能実習制度の基本法として「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

さらに、平成30年（2018年）の入管法改正により、在留資格「特定技能1号・2号」が創設され、平成31年（2019年）4月より人手不足が深刻な14分野において「特定技能」での新たな外国人受入れが可能となりました。

それに伴い、外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図り日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられています。

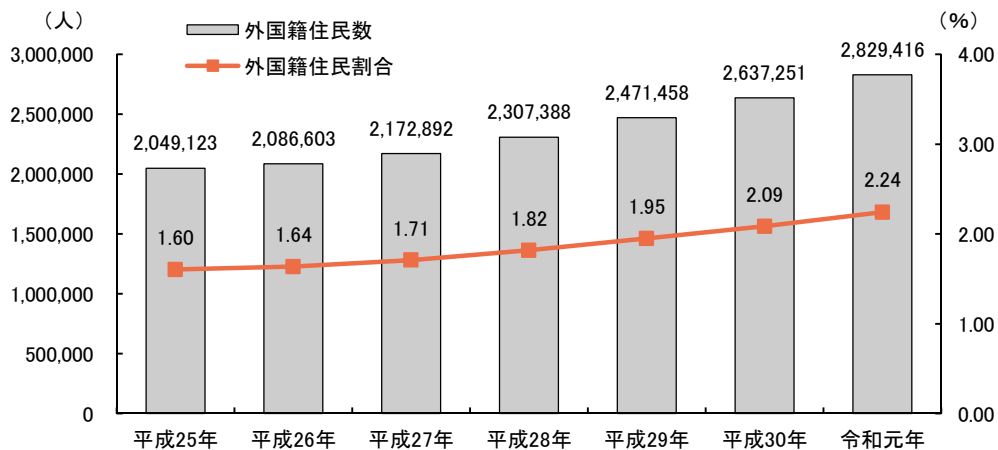
人手不足が深刻な14分野（特定産業分野）

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

令和元年（2019年）には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育を受ける機会の最大限の確保や日本語教育の水準の維持向上などが基本理念として定められています。この法律の施行を受け、令和2年（2020年）には「日本語教育の推進に関する政策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定され、自治体には地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施することが求められています。

さらに、総務省では外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性*・包摂性*のある社会実現の動き、デジタル化の進展、大規模な地震や台風などの自然災害の増加といった社会状況の変化を踏まえ、令和2年（2020年）に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、更なる多文化共生施策の推進を図っています。

【図表1】 全国の外国籍住民数及び人口に占める割合の推移



資料：法務省「在留外国人統計」（各年6月末現在）、総務省「人口推計」

在留管理制度

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」により、平成24年7月9日から、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人を対象として法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度。制度の対象となる在留外国人には在留許可に伴い在留カードが発行される。（平成24年7月以前は外国人登録制度が用いられ、法務省の在留外国人統計では法改正前のデータとして外国人登録者数が使用されている。）

(2) 県の動向

埼玉県に在留する外国人は、令和元年（2019年）6月末現在189,043人と全国で5番目に多く、県人口に占める割合は2.57%と増加を続けています。【図表2、4】

国籍・地域別では、中国が約4割を占め、次いでベトナム、フィリピン、韓国などが多くなっています。【図表3】

県においては、平成19年（2007年）に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定するとともに、翌年の平成20年（2008年）には埼玉県多文化共生推進会議を設置し、多文化共生によるまちづくりを進めてきました。

その後、平成24年（2012年）に同プランの見直しを行い、平成29年（2017年）には、埼玉県多文化共生推進会議における協議と県民コメントの意見等を踏まえて、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン（平成29年度～令和3年度）」を策定しています。

新たなプランでは、多文化共生社会づくりを進める上での解決すべき課題として、「ことばの壁」「制度の壁」「こころの壁」があるとし、「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標に掲げ、各種施策に取り組んでいます。

基本的な取組として1つ目に、日本語学習機会の提供や外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう支援する「誰もが暮らしやすい地域づくり」、2つ目に、外国人住民の潜在力を引き出し、有用な人材の育成と活用を図る一方、海外から豊富な知識などを持つ留学生や専門家等と呼び込む「多文化パワーの受入れ」、3つ目に、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会の開催を契機として相互理解を促進し、外国人住民の社会参加を支援する「共に輝き活躍する地域づくり」を掲げ、外国人住民の自立支援や社会参加を促進する施策を推進しています。

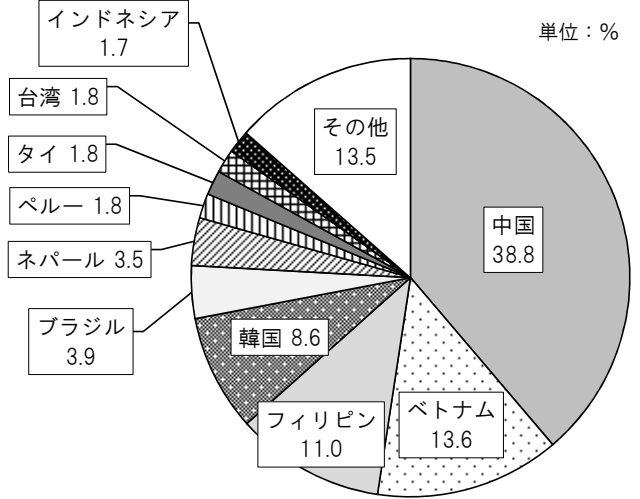
と どう ふ けん べつ が い こ く せ き じ ゅ う み ん す う お よ さ い た ま け ん こ く せ き ち い き べ つ が い こ く せ き じ ゅ う み ん う ち わ け
 都道府県別外国籍住民数及び埼玉県国籍・地域別外国籍住民の内訳

ずひょう
【図表2】

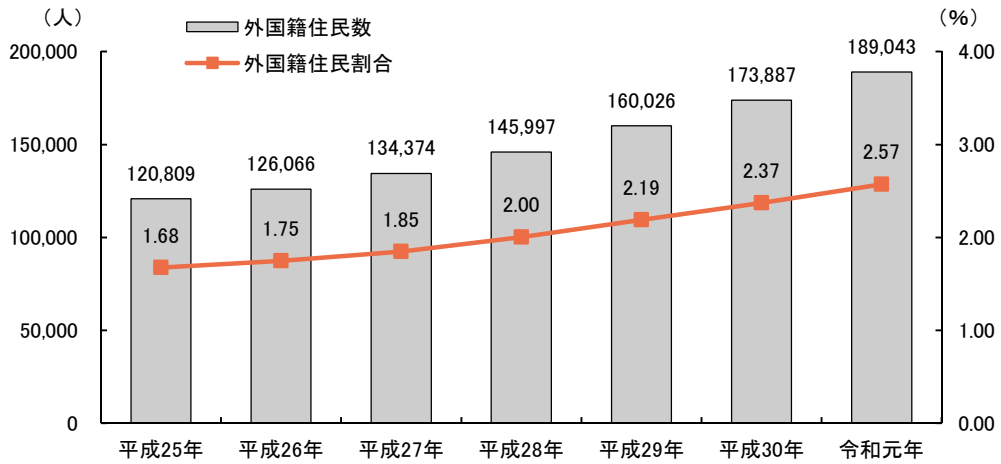
| 順位 | 都道府県名 | 外国籍住民数(人) |
|----|-------|-----------|
| 1 | 東京 | 581,446 |
| 2 | 愛知 | 272,855 |
| 3 | 大阪 | 247,184 |
| 4 | 神奈川 | 228,029 |
| 5 | 埼玉 | 189,043 |
| 6 | 千葉 | 162,588 |
| 7 | 兵庫 | 112,722 |
| 8 | 静岡 | 96,654 |
| 9 | 福岡 | 79,129 |
| 10 | 茨城 | 67,986 |
| ⋮ | | |
| 45 | 高知 | 4,746 |
| 46 | 鳥取 | 4,739 |
| 47 | 秋田 | 4,230 |
| | 合計 | 2,829,416 |

資料：法務省「在留外国人統計」
 (令和元年6月末現在)

ずひょう
【図表3】



ずひょう さ い た ま け ん が い こ く せ き じ ゅ う み ん す う お よ け ん じ ん こ う し わ り あ い す い い
【図表4】 埼玉県外国籍住民数及び県人口に占める割合の推移



資料：法務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)、総務省「人口推計」

さいたまけんたぶんかきょうせいすいしん
埼玉県多文化共生推進プラン

へいせいねん (2017年)
平成29年 (2017年)

基本目標

にほんじんじゅうみん がいこくじんじゅうみん ちいきしゃかい ささ とも あゆ けん
日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり

基本指標

がいこくじん しえん あんない おこな とうろくしゃすう
外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数

へいせいねん どまつとうろくしゃすう にん もくひょうち にん
平成27年度末登録者数4,597人 → 目標値7,000人

れいわねん がつ もくひょうち にん へんこう
(令和2年3月に目標値を9,000人に変更)

と り く み
取 組

だれ ぐ ちいき じだい にな じんざい いくせい
①誰もが暮らしやすい地域づくり ー次代を担う人材の育成ー

○やさしい日本語^{*}の普及

○日本語を母語^{*}としない子供に対する就学支援

○災害時の外国人支援体制の充実

○行政・生活情報の提供と相談体制の整備 等

たぶんか うけい こうどじんざい あつ かんきょう
②多文化パワーの受入れ ー高度人材が集まる環境づくりー

○外国人留学生の県内企業への就職支援

○留学生や訪日教育旅行の誘致 等

とも かがや かつやく ちいき
③共に輝き活躍する地域づくり

とうきょう
ー東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする

こくさいたいかい かいさい けいき たぶんかきょうせい しゃかい
国際大会の開催を契機とした多文化共生の社会づくりー

がいこくじんあんない いくせい ざいりゅうがいこくじん ちいきさんかく そくしん
○外国人案内ボランティアの育成と在留外国人の地域参画の促進

たぶんかきょうせい かつよう
○多文化共生キーパーソン^{*}の活用

ごりんたいかいぶんか つう たぶんかりかい
○五輪大会文化プログラムを通じた多文化理解

さいたまかんこう みりょくほっしん がいこくじんかんこうきやく とう
○埼玉観光の魅力発信と外国人観光客のおもてなし 等

(3) 市の動向

本市に在留する外国人は、令和元年（2019年）6月末現在3,754人であり、埼玉県内で12番目に多い外国籍住民数となっています。【図表5】

また、市人口に占める外国籍住民数の割合で見ると、埼玉県内で4番目に高い状況となっています。【図表6】

市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」では、多文化共生について「ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）」の中に位置づけ、日本の生活や文化、慣習等を学ぶ場や機会を提供し、外国籍住民との交流の促進を図るとともに、日本語指導や国際交流などを主体的に行える人材を養成することとしています。

埼玉県内市町村別の外国籍住民数

【図表5】

| 順位 | 市町村名 | 外国籍住民数(人) |
|----|-------|-----------|
| 1 | 川口市 | 37,855 |
| 2 | さいたま市 | 26,520 |
| 3 | 川越市 | 8,785 |
| 4 | 戸田市 | 7,664 |
| 5 | 草加市 | 7,311 |
| 6 | 蕨市 | 7,162 |
| 7 | 越谷市 | 6,919 |
| 8 | 所沢市 | 6,082 |
| 9 | 三郷市 | 4,501 |
| 10 | 朝霞市 | 4,049 |
| 11 | 春日部市 | 3,957 |
| 12 | 八潮市 | 3,754 |
| 13 | 上尾市 | 3,728 |
| 14 | 新座市 | 3,559 |
| 15 | 熊谷市 | 3,528 |

資料：法務省「在留外国人統計」
(令和元年6月末現在)

【図表6】

| 順位 | 市町村名 | 割合(%) |
|----|------|-------|
| 1 | 蕨市 | 9.54 |
| 2 | 川口市 | 6.40 |
| 3 | 戸田市 | 5.41 |
| 4 | 八潮市 | 4.07 |
| 5 | 上里町 | 4.02 |
| 6 | 三郷市 | 3.18 |
| 6 | 和光市 | 3.18 |
| 8 | 本庄市 | 3.13 |
| 9 | 嵐山町 | 3.07 |
| 10 | 羽生市 | 3.04 |
| 11 | 坂戸市 | 2.93 |
| 12 | 草加市 | 2.92 |
| 13 | 朝霞市 | 2.85 |
| 14 | 神川町 | 2.71 |
| 15 | 東松山市 | 2.68 |

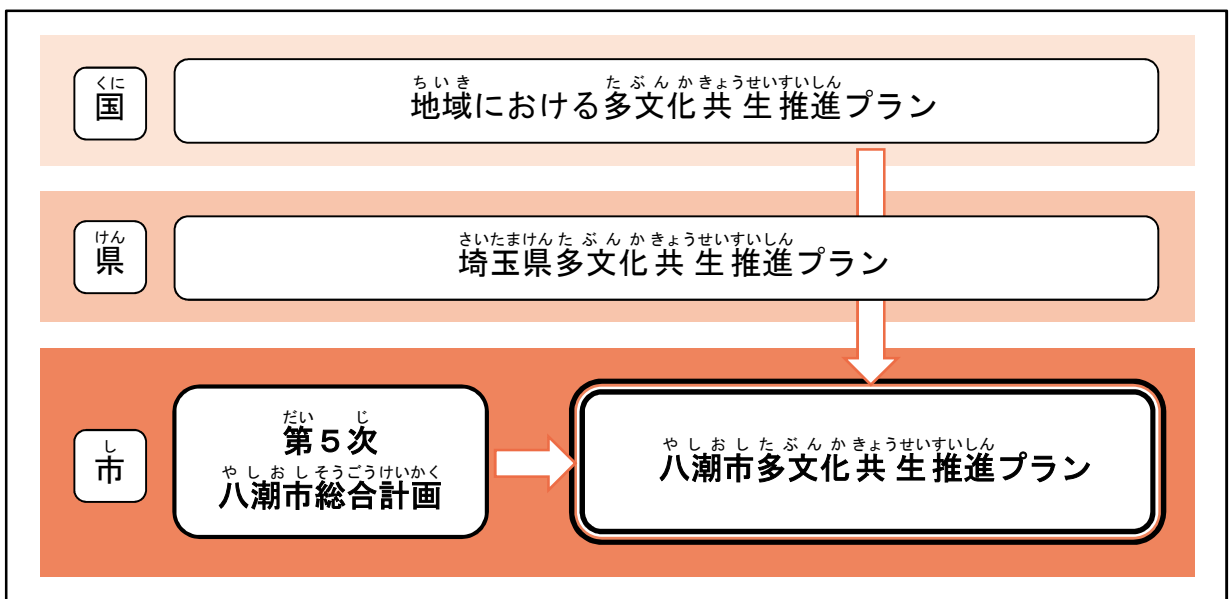
資料：総務省「埼玉県人口推計」より算出
(令和元年6月末現在)

3 プランの位置づけと計画期間

(1) プランの位置づけ

本プランは、「第5次八潮市総合計画」で掲げた「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を推進するための分野別計画として位置づけます。

また、総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び「埼玉県多文化共生推進プラン」の内容とも整合を図り、本市の多文化共生にかかる現状や課題を反映したものとします。



(2) 計画期間

プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

| 平成 28年度 | 29 | 30 | 令和 元年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 令和 7年度 | |
|------------|----|----|-----------|---|---------------|---|---|---|-----------|--|
| 第5次八潮市総合計画 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 八潮市多文化共生推進プラン | | | | | |

だい 2 しょう 第 2 章

やしおし げんじょう かだい 八潮市の現状と課題

やしおし げんじょう 1. 八潮市の現状

がいこくじんしみんいしきちょうさ 2. 外国人市民意識調査

やしおし たぶんかきょうせい 3. 八潮市の多文化共生に かん かだい 関する課題

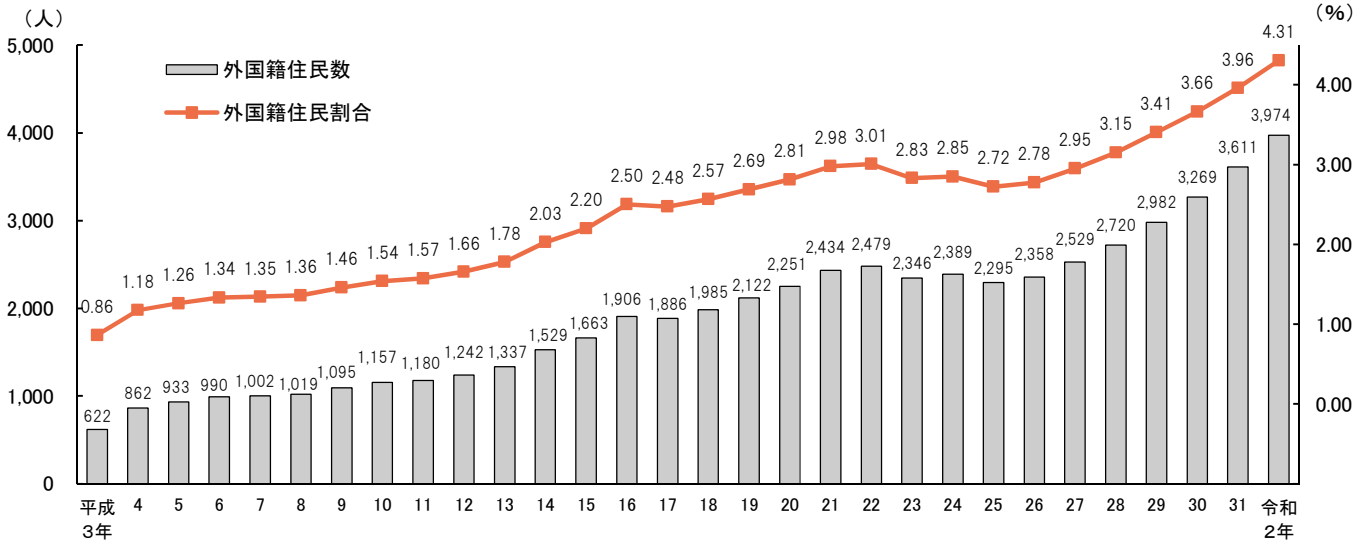
1 やしおし げんじょう 八潮市の現状

(1) 外国籍住民の状況

令和2年(2020年)4月1日現在、外国籍住民の人口は3,974人で、本市の総人口に占める割合は4.31%となっており、平成22年(2010年)と比べ約1.6倍に増加しています。【図表7、9】

また、年齢別の内訳を見ると、15歳～64歳の生産年齢人口の割合では、八潮市全体の64.8%に対し、外国籍住民は85.4%と高くなっています。一方で、65歳以上の老年人口の割合では、八潮市全体が22.7%であるのに対し、外国籍住民は2.9%と低くなっています。【図表8】

【図表7】 外国籍住民数及び市人口に占める割合の推移



資料: 市民課(各年4月1日現在)

【図表8】 八潮市年齢別の市人口・外国籍住民数

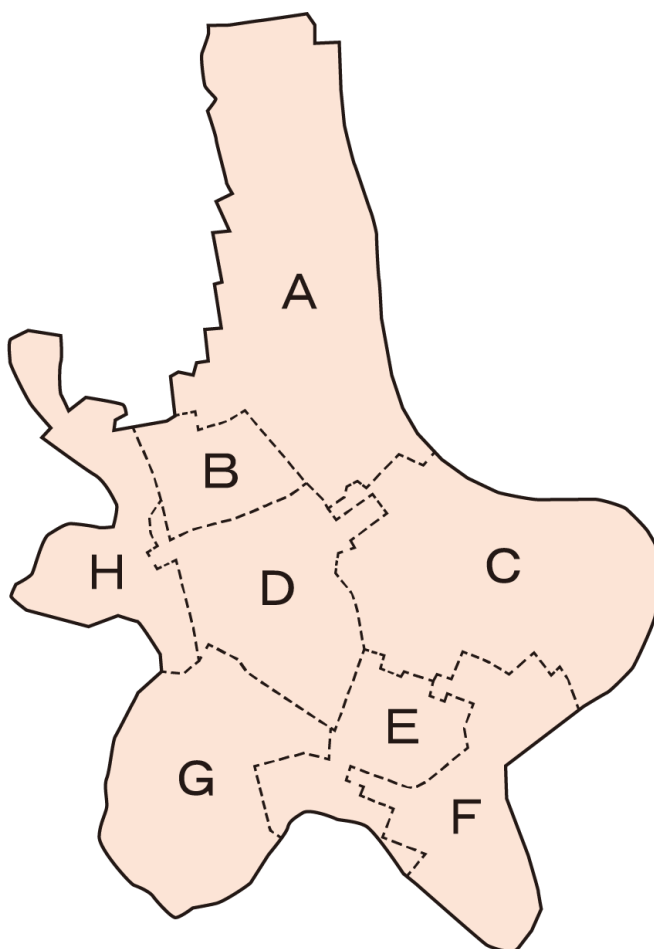
| | 八潮市全体 | | 外国籍住民 | |
|-----------------|---------|--------|-----------|--------|
| | 総市民数(人) | 割合(%) | 外国籍住民数(人) | 割合(%) |
| 年少人口(14歳以下) | 11,580 | 12.6% | 465 | 11.7% |
| 生産年齢人口(15歳～64歳) | 59,746 | 64.8% | 3,393 | 85.4% |
| 15～39歳 | 28,421 | 30.8% | 2,233 | 56.2% |
| 40～64歳 | 31,325 | 34.0% | 1,160 | 29.2% |
| 老年人口(65歳以上) | 20,936 | 22.7% | 116 | 2.9% |
| 65～74歳 | 10,516 | 11.4% | 85 | 2.1% |
| 75歳以上 | 10,420 | 11.3% | 31 | 0.8% |
| 合計 | 92,262 | 100.0% | 3,974 | 100.0% |

資料: 市民課(令和2年4月1日現在)

ずひょう やしおしちいきべつ がいこくせきじゅうみんすう
【図表9】 八潮市地域別の外国籍住民数

| 居住エリア | | 八潮市人口(人) | 外国籍住民(人) | 割合(%) |
|-------|-----------------------------|----------|----------|-------|
| エリアA | 八條、鶴ヶ曽根、伊草、新町 | 13,918 | 787 | 5.65 |
| エリアB | 小作田、松之木、緑町一丁目～五丁目 | 8,432 | 454 | 5.38 |
| エリアC | 二丁目、木曽根、南川崎 | 13,075 | 512 | 3.92 |
| エリアD | 上馬場、中馬場、中央一丁目～四丁目、八潮一丁目～八丁目 | 16,192 | 649 | 4.01 |
| エリアE | 壱、大瀬一丁目～六丁目、茜町一丁目 | 11,422 | 342 | 2.99 |
| エリアF | 伊勢野、大瀬、古新田 | 10,889 | 309 | 2.84 |
| エリアG | 大原、大曽根、浮塚 | 11,244 | 691 | 6.15 |
| エリアH | 西袋、柳之宮、南後谷 | 7,090 | 230 | 3.24 |
| 合 計 | | 92,262 | 3,974 | 4.31 |

資料：市民課(令和2年4月1日現在)



(2) 国籍・地域別、在留資格別の状況

国籍・地域別にみると、令和2年(2020年)6月末現在、ベトナムが976人(24.3%)で最も多く、次いで中国951人(23.7%)、フィリピン742人(18.5%)、韓国388人(9.7%)であり、上位4カ国で全体の8割近くを占めています。以下、インド、パキスタン、インドネシア、ブラジル、タイ、台湾と続き、全体では51の国・地域に及びます。

【図表10、11】

国籍・地域別の外国籍住民数の推移をみると、近年、ベトナムと中国の増加が著しくなっています。【図表12】

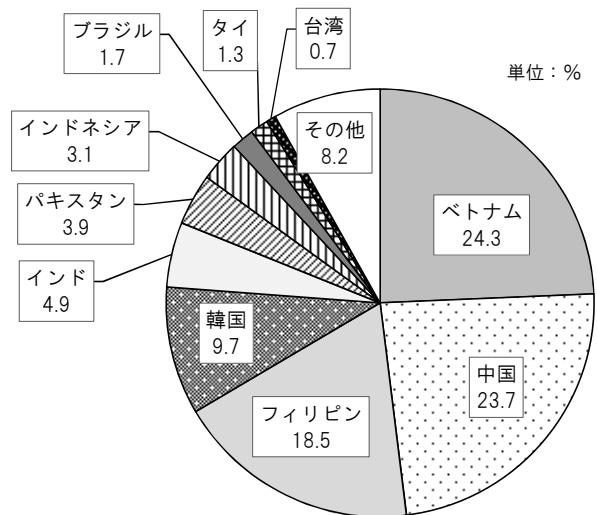
国籍・地域別の外国籍住民数と内訳

【図表10】

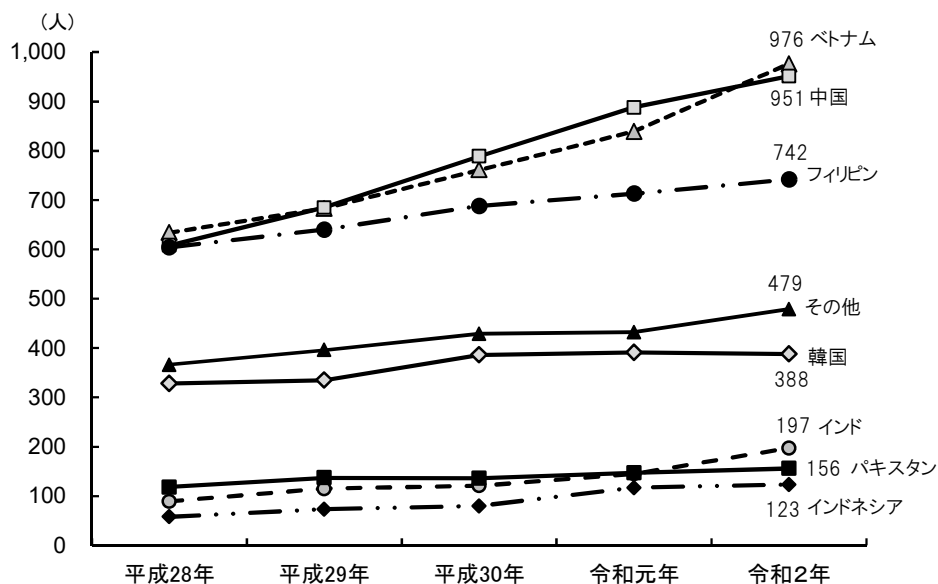
| 順位 | 国籍・地域名 | 外国籍住民数(人) | 割合(%) |
|----|--------|-----------|-------|
| 1 | ベトナム | 976 | 24.3 |
| 2 | 中国 | 951 | 23.7 |
| 3 | フィリピン | 742 | 18.5 |
| 4 | 韓国 | 388 | 9.7 |
| 5 | インド | 197 | 4.9 |
| 6 | パキスタン | 156 | 3.9 |
| 7 | インドネシア | 123 | 3.1 |
| 8 | ブラジル | 68 | 1.7 |
| 9 | タイ | 54 | 1.3 |
| 10 | 台湾 | 30 | 0.7 |
| | その他 | 327 | 8.2 |
| | 合計 | 4,012 | 100.0 |

資料:市民課(令和2年6月末現在)

【図表11】



【図表12】 国籍・地域別の外国籍住民数の推移



資料:市民課(令和2年6月末現在)

ざいりゅうしかくべつ 在留資格別にみると、令和元年（2019年）11月末現在、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」が全体の約6割（58.6%）を占めており、全国平均に比べ定住を目的として滞在する外国籍住民の割合が高いことがわかります。【図表13、14】

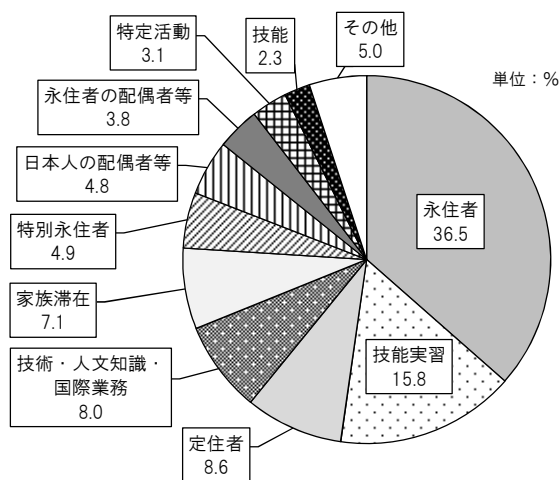
ざいりゅうしかくべつ がいこくせきじゅうみんすう うちわけ
在留資格別の外国籍住民数の内訳

【図表13】

| 在留資格 | 八潮市 | | 全国 | |
|------------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 外国籍住民数(人) | 割合(%) | 在留外国人数(人) | 割合(%) |
| 身分または地位に基づく在留資格等 | 2,067 | 58.6 | 1,481,744 | 52.4 |
| 永住者 | 1,286 | 36.5 | 783,513 | 27.7 |
| 日本人の配偶者等 | 171 | 4.8 | 143,246 | 5.1 |
| 永住者の配偶者等 | 133 | 3.8 | 39,537 | 1.4 |
| 定住者 | 304 | 8.6 | 197,599 | 7.0 |
| 特別永住者 | 173 | 4.9 | 317,849 | 11.2 |
| 活動に基づく在留資格 | 1,459 | 41.4 | 1,347,672 | 47.6 |
| 技術・人文知識・国際業務 | 282 | 8.0 | 256,414 | 9.1 |
| 技能 | 80 | 2.3 | 40,361 | 1.4 |
| 技能実習 | 557 | 15.8 | 367,709 | 13.0 |
| 家族滞在 | 251 | 7.1 | 191,017 | 6.8 |
| 特定活動 | 111 | 3.1 | 61,675 | 2.2 |
| その他 | 178 | 5.0 | 430,496 | 15.2 |
| 合計 | 3,526 | 100.0 | 2,829,416 | 100.0 |

資料：市民課(令和元年11月末現在)、法務省(令和元年6月末現在)

【図表14】



【図表15】 在留資格別国籍・地域別の外国籍住民数

| | 身分または地位に基づく在留資格等 | | | | | 活動に基づく在留資格等 | | | | | | 合計 |
|--------|------------------|----------|----------|------|-------|--------------|------|-------|------|------|------|--------|
| | 永住者 | 日本人の配偶者等 | 永住者の配偶者等 | 定住者 | 特別永住者 | 技術・人文知識・国際業務 | 技能 | 技能実習 | 家族滞在 | 特定活動 | その他 | |
| ベトナム | 292 | 3 | 46 | 108 | 0 | 40 | 4 | 273 | 13 | 17 | 14 | 810 |
| 中国 | 288 | 42 | 28 | 42 | 0 | 106 | 31 | 126 | 113 | 10 | 43 | 829 |
| フィリピン | 332 | 59 | 26 | 106 | 0 | 14 | 2 | 69 | 13 | 21 | 68 | 710 |
| 韓国 | 115 | 18 | 5 | 15 | 142 | 54 | 2 | 0 | 22 | 2 | 13 | 388 |
| インド | 11 | 2 | 5 | 0 | 0 | 4 | 34 | 0 | 46 | 11 | 8 | 121 |
| パキスタン | 61 | 5 | 9 | 10 | 0 | 14 | 3 | 0 | 22 | 5 | 8 | 137 |
| インドネシア | 14 | 2 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 65 | 2 | 14 | 1 | 101 |
| ブラジル | 50 | 7 | 1 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 64 |
| タイ | 28 | 8 | 1 | 6 | 0 | 1 | 0 | 12 | 1 | 0 | 0 | 57 |
| 台湾 | 11 | 2 | 1 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 32 |
| その他 | 84 | 23 | 11 | 11 | 31 | 34 | 4 | 12 | 19 | 25 | 23 | 277 |
| 合計 | 1,286 | 171 | 133 | 304 | 173 | 282 | 80 | 557 | 251 | 111 | 178 | 3,526 |
| 割合 | 36.5% | 4.8% | 3.8% | 8.6% | 4.9% | 8.0% | 2.3% | 15.8% | 7.1% | 3.1% | 5.0% | 100.0% |

資料：市民課(平成30年11月末現在)
 ※技能実習は1号イ・ロ、2号イ・ロ、3号イ・ロの合計
 ※特別永住者は住民基本台帳法第30条45規定区分のものを含む

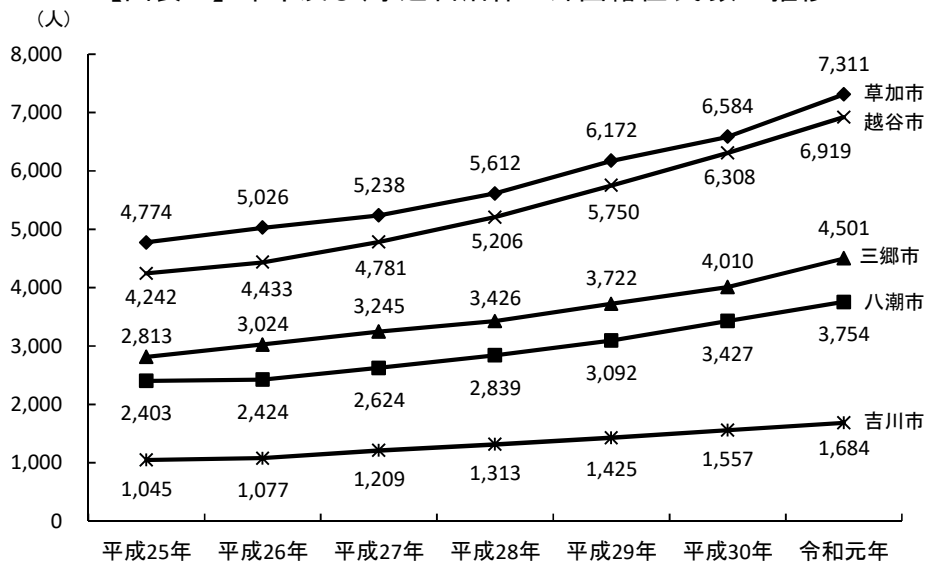
(3) 周辺自治体との比較

外国籍住民数における周辺自治体との比較では、令和元年(2019年)6月末現在で、本市の3,754人に対し、草加市7,311人、越谷市6,919人、三郷市4,501人、吉川市1,684人となっており、本市を含むいずれの自治体も外国籍住民は増加傾向にあります。

【図表16】

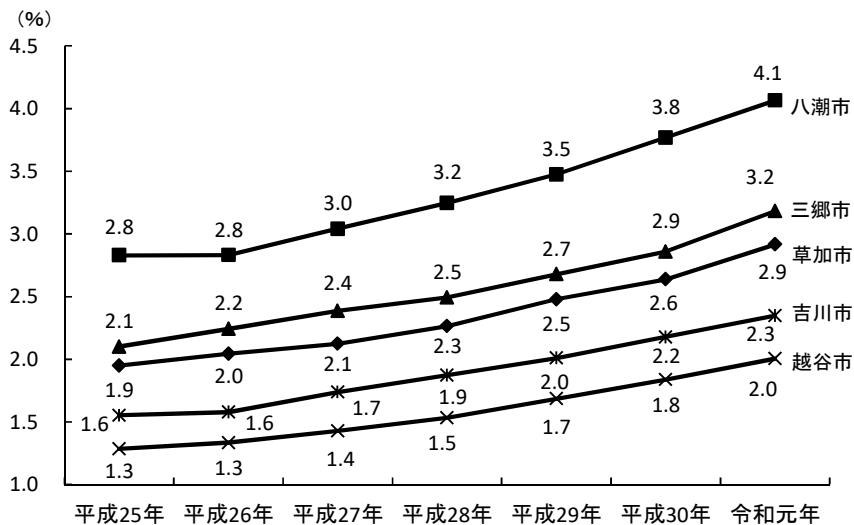
また、市人口に占める外国籍住民の割合では、本市が周辺自治体を大きく上回っています。【図表17】

【図表16】本市及び周辺自治体の外国籍住民数の推移



資料:法務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)

【図表17】本市及び周辺自治体の外国籍住民の割合の推移



資料:法務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)、埼玉県推計人口(各年7月1日現在)

(4) 本市の外国籍住民の状況のまとめ

本市は、埼玉県内で12番目に外国籍住民が多い自治体となっており、その数は年々増加を続け、市人口に占める外国籍住民の割合は、令和元年（2019年）6月末現在で4.07%と、国の2.24%・県の2.57%の割合を上回っています。【図表6、1、4】

また、外国籍住民数については本市だけではなく、周辺自治体でも同様に増加傾向がみられます。【図表16、17】

本市に在住する外国籍住民は、ベトナム、中国、フィリピン、韓国の4つの国で8割近くを占めており、全体では51の国・地域に及ぶなど多国籍化が進んでいます。

【図表10、11】

在留資格別の割合で見ると、永住者をはじめ、日本人や永住者の配偶者等、定住者、特別永住者などの在留資格をもつ外国籍住民が全体の約6割を占め、全国平均との比較でも定住を目的として滞在する外国籍住民の割合は高い傾向にあります。

また、技能実習の対象職種である製造業や建設業が多く立地する本市では、技能実習の在留資格をもつ外国籍住民の割合も全国平均より高くなっています。

【図表13、14、15】

以上のように、本市には多くの国・地域の多様な背景をもつ外国籍住民が暮らしていることがわかります。

2 外国人市民意識調査

(1) 外国人市民意識調査について

本プランの策定にあたり、外国籍住民の生活実態やニーズを把握するとともに、外国籍住民が地域コミュニティに参画しやすい環境などについて調査をするため、令和元年度に外国人市民意識調査（以下、調査）を実施しました。この調査の概要と回答者の属性（国籍や性別など）は、次のとおりです。

【調査の概要】

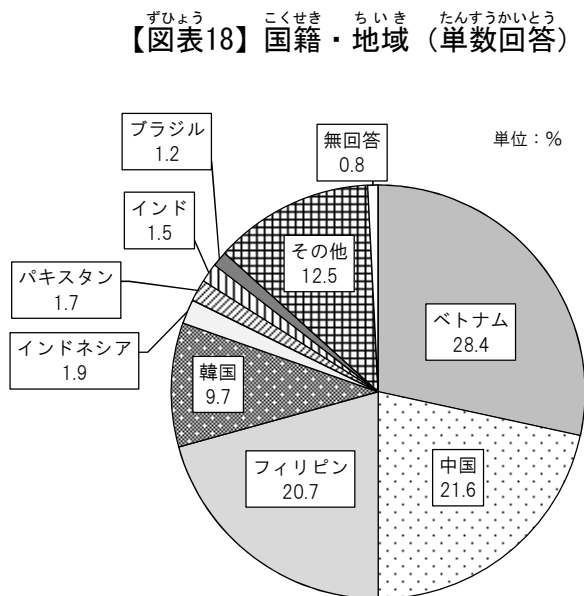
| | |
|------------|----------------------------------|
| 調査対象 | 八潮市在住の満18歳以上の外国籍住民(令和元年7月1日現在) |
| 実施期間 | 令和元年(2019年)8月1日～8月30日 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 |
| 使用言語 | 中国語(簡体字)、ベトナム語、英語の3言語にやさしい日本語を併記 |
| 配布数 | 1,300人 |
| 有効回収数(回収率) | 518人 (39.8%) |

【回答者の属性】

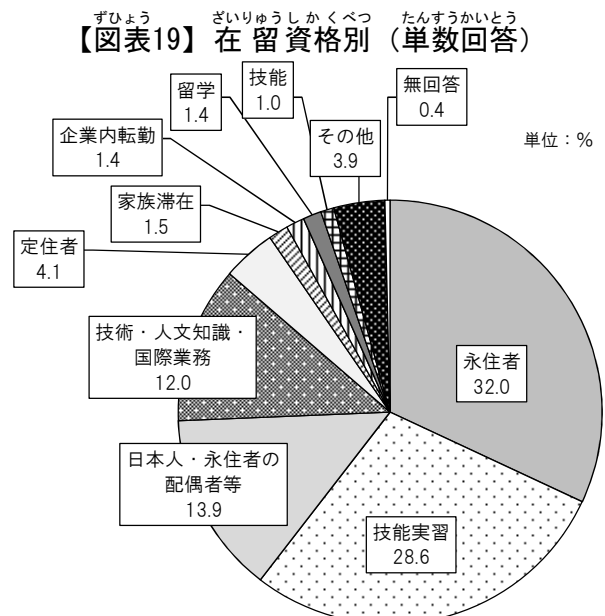
国籍・地域は「ベトナム」28.4%、「中国」21.6%、「フィリピン」20.7%と続きます。在留資格別では「永住者」32.0%、「技能実習」28.6%、「日本人・永住者の配偶者等」13.9%などとなっています。

なお、性別では、「女性」56.9%、「男性」41.3%となっています。

【図表18】 国籍・地域 (単数回答)



【図表19】 在留資格別 (単数回答)

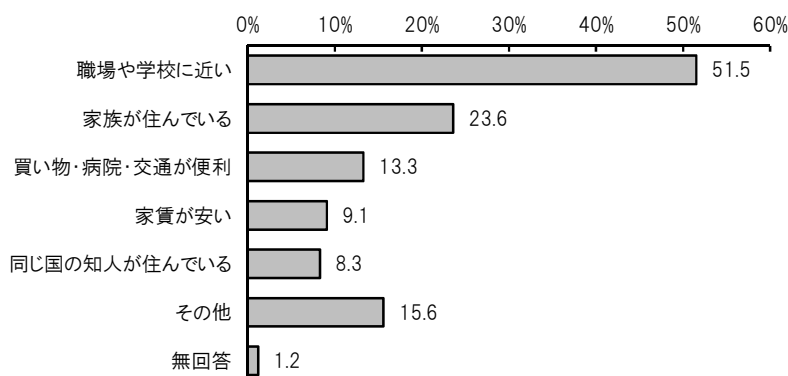


(2) 外国人市民意識調査の結果について

【八潮市に住む理由】

八潮市に住む理由は、「職場や学校に近い」が51.5%と2人に1人があげています。次いで「家族が住んでいる」23.6%、「買い物・病院・交通が便利」13.3%と続きます。

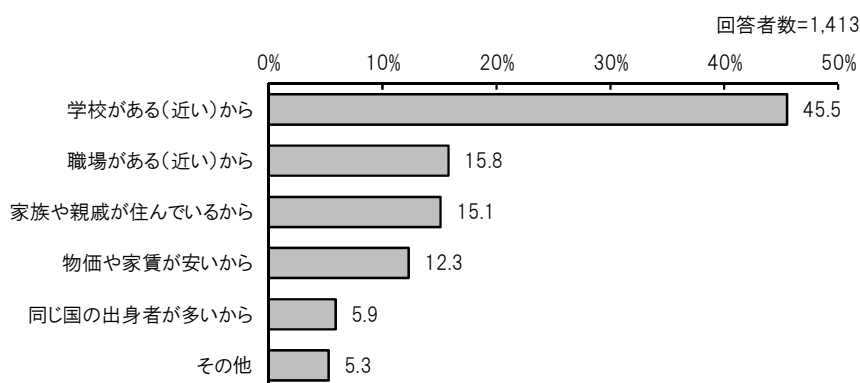
【図表20】八潮市に住む理由（複数回答）



埼玉県外国人住民意識調査（平成30年度）との比較

埼玉県調査では、「なぜ埼玉県で暮らす（生活する、住む）ことになりましたか」との間に對し、回答は、「学校がある（近い）から」45.5%、次いで「職場がある（近い）から」15.8%、「家族や親戚が住んでいるから」15.1%と続き、本市と同じ傾向にあります。

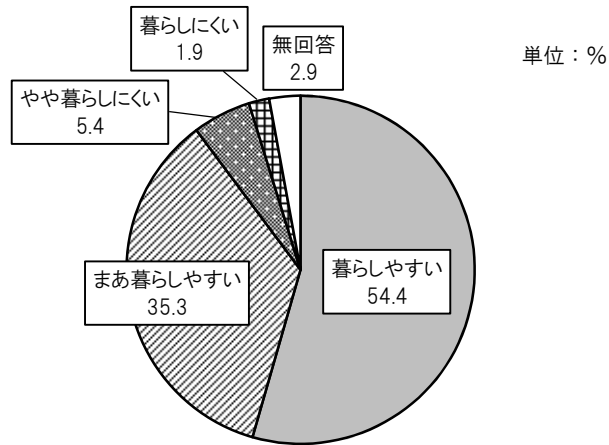
なぜ埼玉県で暮らすことになったか



【暮らしやすさ】

暮らしやすさについては、「暮らしやすい」54.4%、「まあ暮らしやすい」35.3%、
を合わせた『暮らしやすい』は89.7%となっています。

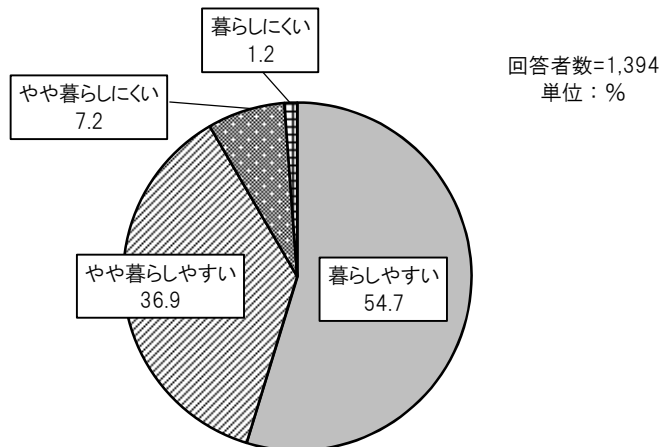
【図表21】八潮市の暮らしやすさ（単数回答）



埼玉県外国人住民意識調査（平成30年度）との比較

埼玉県調査では、「埼玉県は暮らしやすいですか」との問に対し、回答は、「暮らしやすい」54.7%、「やや暮らしやすい」36.9%、「やや暮らしにくい」7.2%、「暮らしにくい」1.2%であり、暮らしやすさは本市と変わりません。

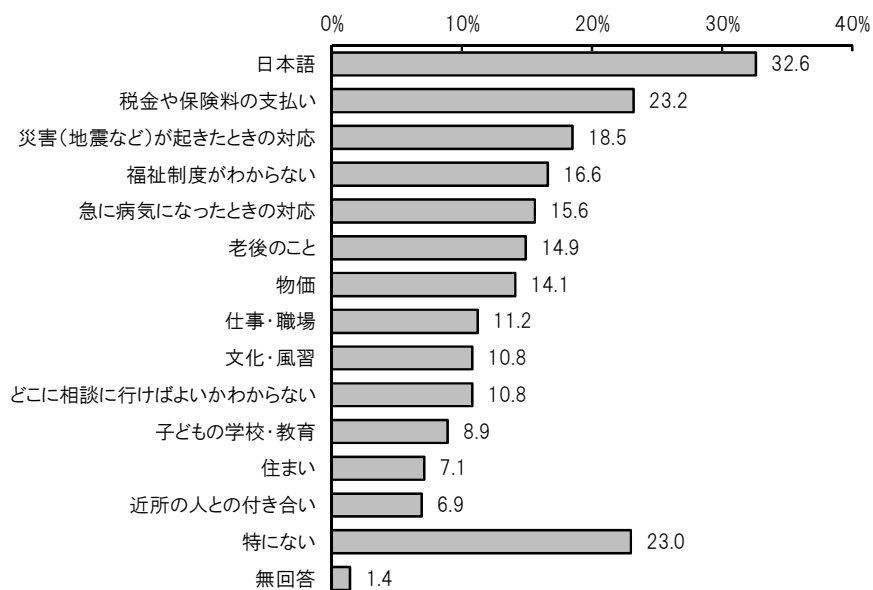
埼玉県の暮らしやすさ



【普段の生活での困りごと】

普段の生活で困っていることや不安なことについて、「日本語」32.6%、「税金や保険料の支払い」23.2%、「災害（地震など）が起きたときの対応」18.5%、「福祉制度がわからない」16.6%などと続きます。

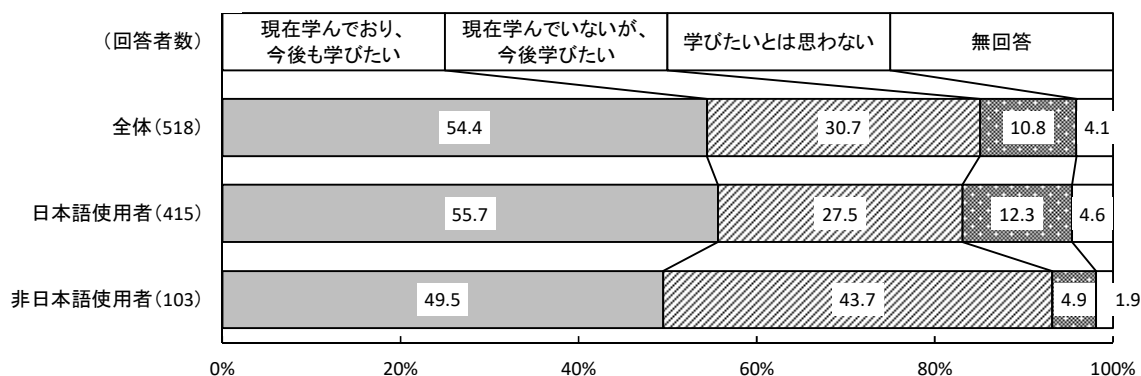
【図表22】 普段の生活で困っていることや不安なこと（複数回答）



【日本語の学習意向】

日本語の学習意向は、「現在学んでおり、今後も学びたい」が54.4%で最も高く、「現在学んでいないが、今後も学びたい」30.7%と合わせた『学びたい』は85.1%となります。また、非日本語使用者の『学びたい』は93.2%となっています。

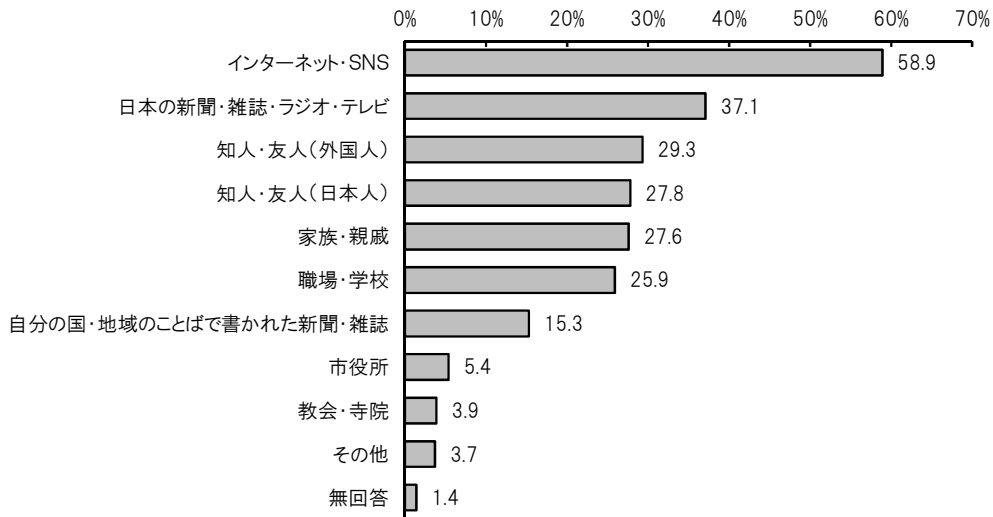
【図表23】 日本語の学習意向（単数回答）



じょうほう にゆうしゆさき
【情報の入手先】

じょうほう にゆうしゆさき
情報の入手先は、「インターネット・SNS」が58.9%となっています。ついで「日本
の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」37.1%、「知人・友人(外国人)」29.3%、「知人・友人
(日本人)」27.8%などとなっています。

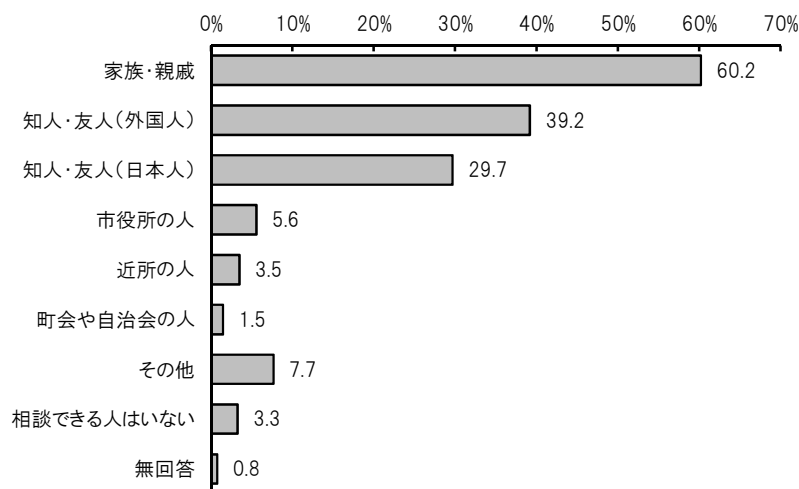
ずひょう じょうほう にゆうしゆさき ふくすうかいとう
【図表24】 情報の入手先 (複数回答)



せいかつ こま とき そうだんさき
【生活で困った時の相談先】

せいかつ こま とき そうだんさき かぞく しんせき
生活で困った時の相談先は、「家族・親戚」が60.2%であり、ついで「知人・友人
(外国人)」39.2%、「知人・友人(日本人)」29.7%が主な相談先となっています。

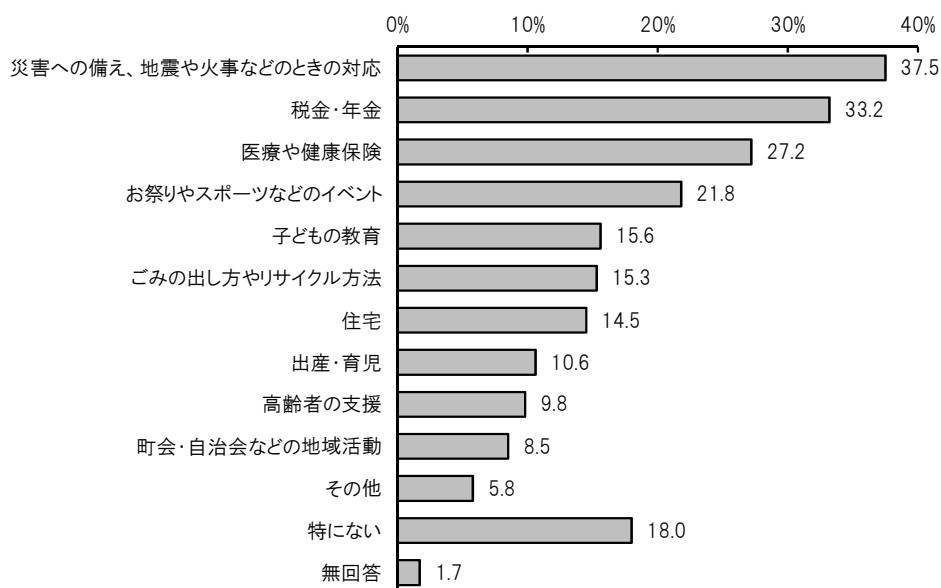
ずひょう せいかつ こま とき そうだんさき ふくすうかいとう
【図表25】 生活で困った時の相談先 (複数回答)



【知りたい情報】

生活していくうえでもっと知りたい情報は、「災害への備え、地震や火事などのときの対応」37.5%、「税金・年金」33.2%、「医療や健康保険」27.2%、「お祭りやスポーツなどのイベント」21.8%と続きます。

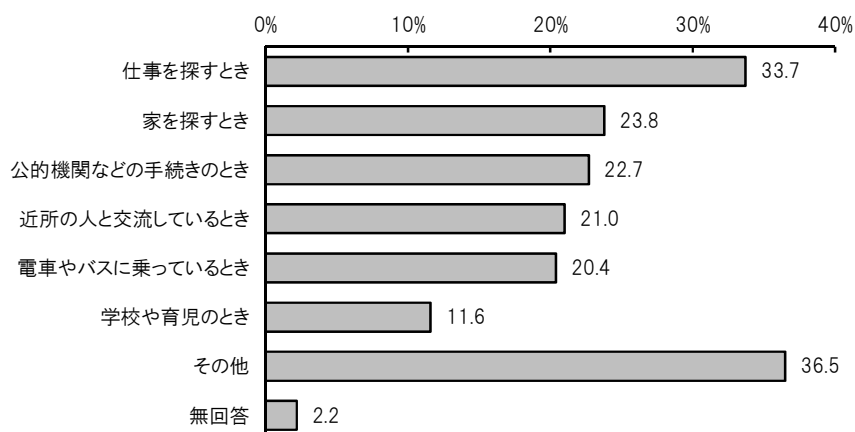
【図表26】 知りたい情報（複数回答）



【差別や偏見を感じる場面】

差別や偏見について、「よくある」3.1%、「ときどきある」31.9%と回答した人に、どのような場面で感じたかを聞いたところ、「仕事を探すとき」33.7%、「家を探すとき」23.8%、「公的機関などの手続きのとき」22.7%などとなっています。

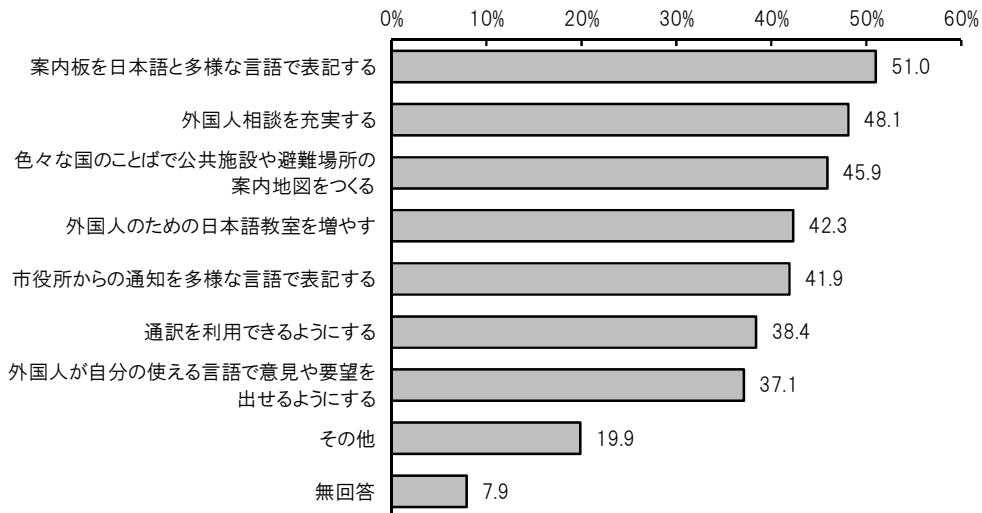
【図表27】 差別や偏見を感じる場面（複数回答）



【市役所に望むこと】

暮らしやすくなるために市役所に望むことは、「案内板を日本語と多様な言語で表記する」51.0%、「外国人相談を充実する」48.1%、「色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる」45.9%、「外国人のための日本語教室を増やす」42.3%など、あまり差がなくあげられています。

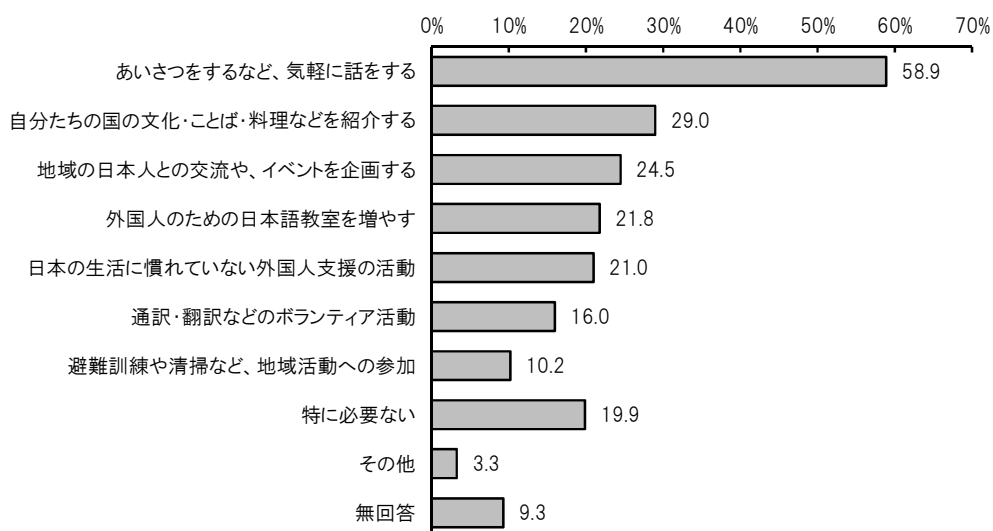
【図表28】市役所に望むこと（複数回答）



【日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動】

日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動として、「あいさつをするなど、気軽に話をする」が58.9%と、最も高くなっています。次いで「自分たちの国の文化・ことば・料理などを紹介する」29.0%、「地域の日本人との交流や、イベントを企画する」24.5%となっています。

【図表29】日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動（複数回答）



3 やしおし たぶん かきょうせい かん かだい 八潮市の多文化共生に関する課題

(1) にほんごがくしゅう しえん 日本語学習の支援

がいこくじんしみんいしきちょうさ では、ふだん せいかつ こま づあん かいとうしゃ
外国人市民意識調査では、普段の生活で困っていることや不安なこととして回答者
やく わり にほんご あ ずひょう
の約3割が「日本語」を挙げています。【図表22】

また、にほんご がくしゅういこう かん づあん せいかつ にほんご しよう ひと やく わり
日本語の学習意向に関して、普段の生活で日本語を使用する人で約8割、
にほんご しよう ひと づあん せいかつ にほんご まな かいとう
日本語を使用していない人においては約9割が「日本語を学びたい」と回答していま
す。【図表23】

けっか ふだんしよう げんご べつ しゅうじゆくど かか にほんご がくしゅう
この結果から、普段使用する言語の別や習熟度に関わらず、日本語の学習ニーズ
ひじょう たか
が非常に高いことがわかります。

げんざい がいこくじんしみん がくしゅう おう ほんし にほんごがくしゅうしえん
現在、外国人市民の学習ニーズに応じた本市の日本語学習支援はボランティア
だんたい にほんごきょうしつ ちゅうしん がいこくじんしみん がくしゅう おう
団体による日本語教室が中心となっています。外国人市民の学習ニーズに応じて
あんていてき にほんごきょうしつ かいさい し だんたいとう かつどう
安定的に日本語教室を開催していくには、市によるボランティア団体等の活動への
しえん ひつよう あわ げんざいじっし にほんご ようせいこうざ けいぞくてき
支援が必要です。併せて、現在実施している日本語ボランティア養成講座の継続的な
かいさい きょういくげんば たか がいこくじんじどうせいと がっこうせいかつ しえん
開催と、教育現場でニーズが高まっている外国人児童生徒の学校生活への支援、
ほごしゃ えんかつ おこな じんざい いくせい かくほ おこな がいこくじん
保護者との円滑なコミュニケーションを行う人材の育成・確保を行うなど、外国人
しみん たよう こた がいこくじん がくしゅう ば ていきょう もと
市民の多様なニーズに応えられる学習の場の提供が求められます。

(2) 情報提供、相談体制の充実

外国人市民意識調査では、普段の生活で困っていることや不安なこととして、「日本語」(約3割)に続き、「税金や保険料の支払い」や「災害が起きたときの対応」、「福祉制度がわからない」(各約2割)と回答しており、災害対応や医療、福祉などに関連した情報への関心の高さがうかがえます。【図表22、26】

また、日本で生活するための情報の入手先としては、「インターネット・SNS」(約6割)に続き、「日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」(約4割)と回答しており、いち早く情報が発信され複数の情報が得られる「インターネット・SNS」と、専門性が高く情報の信憑性が高い「日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」が情報収集の手段として好まれる傾向にあります。【図表24】

さらに、生活で困ったときの相談先では、「家族・親戚」(約6割)に続き、「知人・友人(外国人)」(約4割)、「知人・友人(日本人)」(約3割)と回答しており、身近な人が主な相談先になっていることがわかります。【図表25】

多くの方が、災害対応や医療、福祉などの情報を求めていることから、やさしい日本語を含めた多言語による行政情報の発信や、相談体制の充実を図る必要があります。また、今後発生が懸念される首都直下地震やゲリラ豪雨などの自然災害、新型コロナウイルス感染症への対応など、ICTを活用した迅速な行政情報の提供も求められます。

(3) 地域参画と多文化共生意識の啓発

外国人市民が自立した生活を送るために、日本語学習支援や多言語による情報提供をはじめとする生活面の支援と併せて、外国人市民が地域で活躍できるよう社会参画を支援する仕組みが必要です。

定住を目的として滞在する外国籍住民の割合が高く、外国籍住民の年齢構成が若い本市においては、外国籍住民が地域社会を支える協働の担い手となることが期待されます。また、定住化が進むなかで、日本人市民と外国人市民とが地域の構成員として連携を深め、共に支え合いながら生活していくことも求められます。【図表8、13、14】

外国人市民意識調査では、日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動として、「あいさつをするなど、気軽に話をする」(約6割)、次いで「自分たちの国の文化・ことば・料理などを紹介する」「地域の日本人との交流や、イベントを企画する」(各約3割)と、地域での交流を望んでいることがうかがえます。【図表29】

一方で、どのような場面で差別や偏見を感じたことがあるか聞いたところ、「仕事を探すとき」(約3割)、次いで「家を探すとき」「公的機関などの手続きのとき」(各約2割)となりました。【図表27】

こういった差別や偏見をなくし、SDGs※に掲げられる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためにも、日本人市民と外国人市民がお互いの言葉や文化、習慣を学び交流する場やそれぞれのアイデンティティを活かせる機会を設け、多文化共生意識の醸成を図りながら相互理解を促進していく必要があります。

だい 第3しょう 章

きほんてき かんが かた

基本的な考え方

きほんもくひょう

1. 基本目標

しさく はしら すうちもくひょう

2. 施策の柱と数値目標

しさく たいけい

3. 施策の体系

1 基本目標

多文化共生で大切なことは、日本人市民と外国人市民がお互いを理解し合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。それぞれが持つ個性や能力、多様性を十分に発揮し、「お互いを尊重し、みんなでつくる多文化共生のまち やしお」を目指します。

き ほん も く ひ よ う

基 本 目 標

たが そんちよう
お互いを尊重し、
みんなでつくる

たぶんかきょうせい
多文化共生のまち やしお

2 施策の柱と数値目標

施策の柱 1 学習支援と円滑なコミュニケーション

日本で安心して暮らすために、日本語を習得することや、生活に必要な正しい情報を入手し正確に理解することが重要です。そのため、外国人市民の日本語学習の機会拡充を図るとともに、外国人児童生徒の日本語学習や母語保持*をサポートできる人材の確保・育成に努めます。また、行政情報や生活に必要な情報を、やさしい日本語や多言語で伝えるなど、わかりやすい情報提供に取り組めます。

施策の柱 2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

外国人市民が安全で安心して生活を送ることができるよう、住まいや教育、医療・福祉などの各種行政サービスの案内や、災害などに備えた防災・防犯などの情報を、やさしい日本語や多言語で提供し、生活基盤の充実を図ります。また、多言語情報の一元化や ICT の活用による迅速な情報提供、県や関係機関等との連携など、相談業務の充実を図ります。

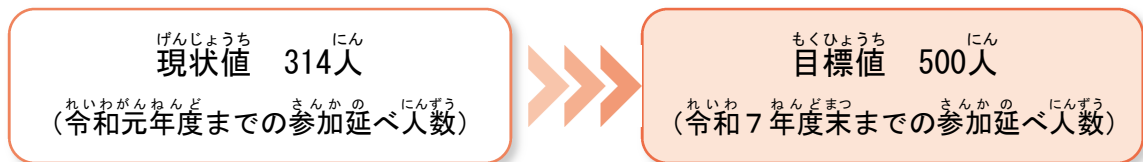
施策の柱 3 多文化共生の地域づくり

日本人市民と外国人市民が互いの人権を尊重し合い、それぞれの文化について理解を深める機会の充実を図り、多様性と包摂性のある多文化共生の地域づくりを進めます。また、外国人市民がアイデンティティを活かしながら地域社会の一員として参画し、活躍できるまちづくりに努めます。

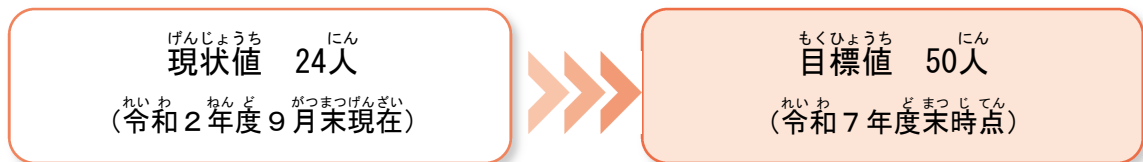
すうちもくひょう
数値目標

国籍を問わず多文化共生について興味・関心のある市民等を増やすとともに、行政において各種の事業に取り組み、市民と行政との協働で多文化共生を推進するために数値目標を定めています。

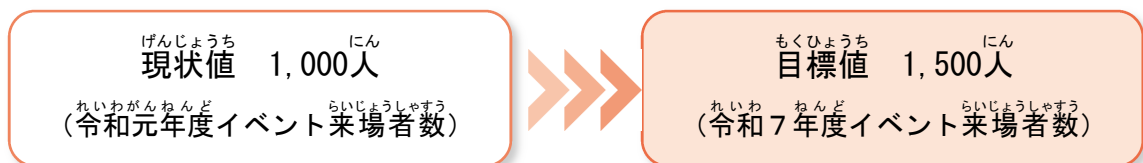
にほんご
日本語ボランティア養成講座受講者数



たげんご
多言語サポーター※の登録者数



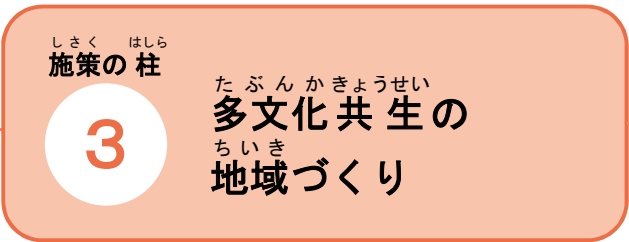
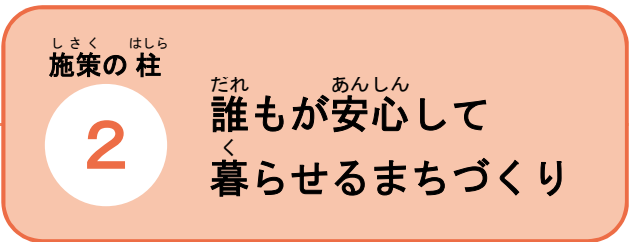
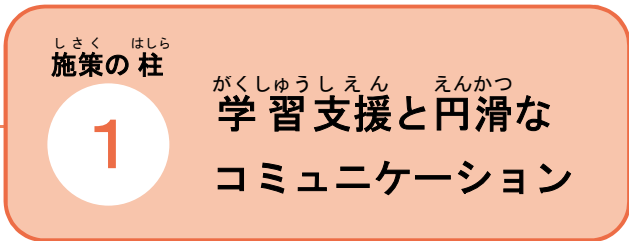
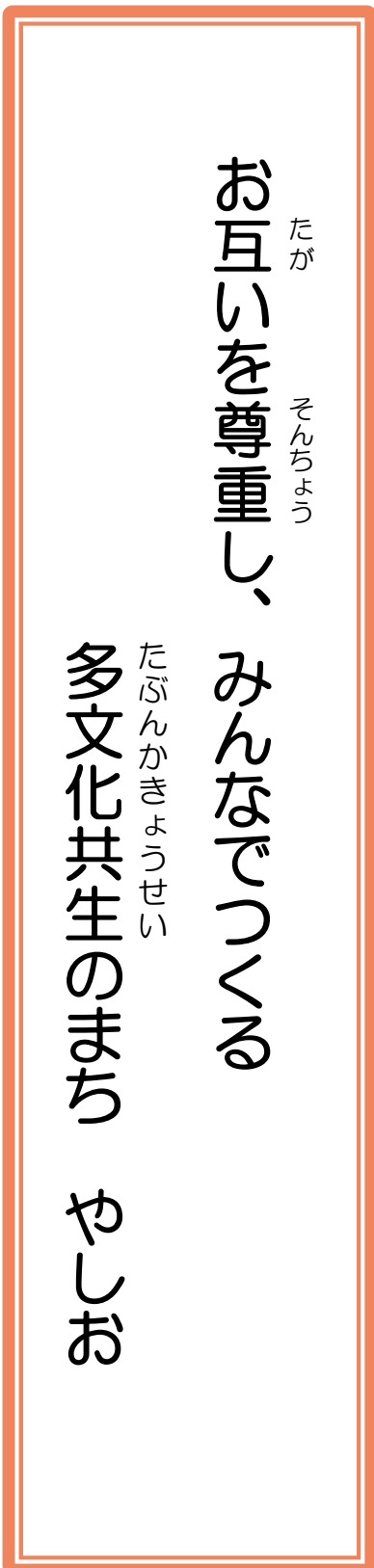
たぶんかきょうせいかんれん
多文化共生関連イベントへの参加者数



3 し さ く た い け い 施策の体系

き ほん も く ひ ょ う
基本目標

し さ く は し ら
施策の柱



基本施策

取組の方向

1. 日本語学習の支援

(1) 日本語の学習機会の提供

(2) 日本語学習支援者※の確保・育成

2. 行政・生活情報の提供

(1) やさしい日本語や多言語での情報提供

(2) やさしい日本語の普及

1. 相談体制の充実

(1) 相談の実施と周知

2. 生活基盤の充実

(1) 暮らしの支援

(2) 教育の支援

(3) 就労の支援

(4) 安全・安心の支援

1. 多文化共生の意識啓発

(1) 人権を尊重する社会づくり

(2) 多文化共生の社会づくり

2. 地域社会への参画

(1) 地域社会への参画促進

だい 4 しょう 第 4 章

し さ く て ん か い 施策の展開

し さ く は し ら

施策の柱 1

が く し ゅ う し え ん え ん か つ

学習支援と円滑なコミュニケーション

し さ く は し ら

施策の柱 2

だ れ あ ん し ん く

誰もが安心して暮らせるまちづくり

し さ く は し ら

施策の柱 3

た ぶ ん か き ょ う せ い ち い き

多文化共生の地域づくり

施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション

1 日本語学習の支援

New! マークは、新規事業です！



(1) 日本語の学習機会の提供

日本語を学ぶ外国人市民に対し、日本語を習得する機会の拡充を図ります。

〈主な事業〉

| 施策1 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|------------------------|-----------------------------|--|-----------------------|
| 1-(1)-1 | 日本語教室の開催情報の提供 | ボランティア団体等による日本語教室の開催情報等を市ホームページなどで周知します。 | 市民協働推進課 |
| 1-(1)-2 New! | 日本語教室等への支援 | ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します。 | 市民協働推進課 |
| 1-(1)-3 | 日本語指導の加配教員*による日本語指導及び生活習慣指導 | 児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導教員の配置に努めます。 | 指導課 |
| 1-(1)-4 New! | 図書館の多文化共生資料の充実 | 市立図書館や小・中学校の図書室に、日本語学習に関する資料や外国語の書籍等を設置し多文化共生意識の醸成に努めます。 | 社会教育課 指導課 教育総務課 |

(2) 日本語学習支援者の確保・育成

日本語学習をサポートするボランティアや指導者の確保・育成と、活動場所の確保などの支援をします。

〈主な事業〉

| 施策1 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|------------------------|------------------|---|---------|
| 1-(2)-1 New! | 日本語教室等への支援(再掲) | ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します。 | 市民協働推進課 |
| 1-(2)-2 | 日本語ボランティア養成講座の開催 | 日本語教室でボランティア活動をしている市民や日本語学習をサポートする人材を養成するため、指導方法などを教える講座を開催します。 | 市民協働推進課 |

| 施策1 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|---------------------------|--|------------------------|
| 1-(2)-3 New! | 多文化共生及び母語保持を推進するキーパーソンの養成 | 地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材や外国人児童生徒の母語保持をサポートできる人材の養成に努めます。 | 市民協働推進課 |
| 1-(2)-4 New! | 日本語教育及び指導にかかると資料の整備 | 日本語教育や日本語指導にかかると資料をまとめ、日本語学習支援者が活用しやすいよう整備します。 | 市民協働推進課 指導課 関係団体 |

2 行政・生活情報の提供

(1) やさしい日本語や多言語での情報提供

外国人市民が地域で生活していくうえで必要となる行政・生活情報入手できる
よう、やさしい日本語や多言語による情報提供を推進します。
また、通訳や翻訳を行う多言語サポーターの育成と活用に努めます。

〈主な事業〉

| 施策1 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|--------------------|---|--|
| 2-(1)-1 | 市ホームページの多言語による情報提供 | 自動翻訳サービスを活用し多言語による情報提供を行います。 | 秘書広報課 |
| 2-(1)-2 New! | 庁舎や公共施設等の案内板の多言語化 | 庁舎や公共施設等の案内板の多言語化を促進します。 | 関係課 |
| 2-(1)-3 New! | 市政情報等の多言語化 | イベントや市政情報、各課の発行物の多言語化を図ります。 | 関係課 |
| 2-1-4 New! | 多言語情報コーナーの設置 | やさしい日本語や多言語で作成された資料を集約し、情報の一元化を図ります。 | 市民協働推進課 関係課 |
| 2-(1)-5 New! | 情報提供ガイドラインの策定 | 市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供するための市内ガイドラインを作成します。 | 市民協働推進課 |
| 2-(1)-6 | 多言語サポーター等の募集・活用 | 市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します。 | 市民協働推進課 |
| 2-(1)-7 New! | 多言語による「くらしのガイド」の作成 | 保健や福祉、防災など、くらしに役立つ情報をまとめた「くらしのガイド」を作成します。 | 市民協働推進課 関係課 |
| 2-(1)-8 New! | 保健・福祉・子育て等関連情報の提供 | 保健や福祉、子育て支援制度等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。 | 社会福祉課 健康増進課 国保年金課 子育て支援課 関係課 |
| 2-(1)-9 New! | 就学にかかる資料の多言語化 | 各種申請書類など就学にかかる資料の多言語化を図ります。 | 教育総務課 学務課 |

(2) やさしい日本語の普及

日本語の習得が十分でない外国人市民に対し情報を伝達する有効な手段として、やさしい日本語を用いて対応します。

〈主な事業〉

| 施策1 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|-------------------|--|---------|
| 2-(2)-1 New! | 情報提供ガイドラインの策定(再掲) | 市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供するための市内ガイドラインを作成します。 | 市民協働推進課 |
| 2-(2)-2 New! | やさしい日本語講座の開催 | 市職員等を対象にやさしい日本語を学ぶための講座を開催するなど、やさしい日本語の普及に努めます。 | 市民協働推進課 |

施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

1 相談体制の充実

(1) 相談の実施と周知

外国人市民が地域で生活するうえで生じる様々な問題や悩みに対して、県や関係機関等と連携した相談体制の充実を図ります。また、外国人市民と地域との架け橋となる人材の養成に努めるなど、地域と外国人市民をつなぐ支援をします。

〈主な事業〉

| 施策2 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|---------------|-------------------------------|--|-------------------------|
| 1-1-1 New! | 相談体制の充実 | 外国人市民からの相談に対応できる相談体制の充実を図るとともに、窓口等で活用できる通訳・翻訳システムの導入に向けた検討を進めます。 | 市民協働推進課 企画経営課 関係課 |
| 1-1-2 | 多言語サポーター等の募集・活用（再掲） | 市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します。 | 市民協働推進課 |
| 1-1-3 New! | 多文化共生及び母語保持を推進するキーパーソンの養成（再掲） | 地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材や外国人児童生徒の母語保持をサポートできる人材の養成に努めます。 | 市民協働推進課 |
| 1-1-4 | 母子保健訪問事業の実施 | 乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します。 | 健康増進課 |
| 1-1-5 | 県や関係機関との連携 | 「外国人総合相談センター埼玉」など、県の外国人相談窓口や関係機関と連携し、適切な情報の提供を図ります。 | 市民協働推進課 関係課 |

2 生活基盤の充実

(1) 暮らしの支援

外国人市民が安心して暮らすために、住んでいる地域についての生活情報等を提供します。また、日常生活で身近な行政サービスなどの情報をやさしい日本語や多言語で提供し、住みよいまちづくりを推進します。

〈主な事業〉

| 施策2 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|-----------------------|---|--|
| 2-(1)-1 | 公営住宅等についての情報提供 | 市営住宅・県営住宅並びに住宅セーフティーネットに基づく住居についての情報提供を行います。 | 市営住宅課 |
| 2-(1)-2 | 地域活動への参加促進 | 外国人市民の町会・自治会活動や、市等が開催するイベントなどへの参加を促進します。 | 市民協働推進課 関係課 |
| 2-(1)-3 | 生活にかかる資料の多言語化 | ごみカレンダーやごみの分別表を多言語で作成し周知します。 | 環境リサイクル課 |
| 2-(1)-4 New! | 保健・福祉・子育て等関連情報の提供(再掲) | 保健や福祉、子育て支援制度等にかかるサービスの内容や利用の際の手続きについて、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めます。 | 社会福祉課 健康増進課 国保年金課 子育て支援課 関係課 |
| 2-(1)-5 | 母子保健訪問事業の実施(再掲) | 乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します。 | 健康増進課 |

(2) 教育の支援

外国人市民に対し、教育制度や就学にかかる情報などの周知に努めるとともに、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや、日本語学習機会の充実を図ります。

〈主な事業〉

| 施策2 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|------------------------|--------------------------------|--|------------------------|
| 2-(2)-1 | 日本語指導の加配教員による日本語指導及び生活習慣指導（再掲） | 児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導教員の配置に努めます。 | 指導課 |
| 2-(2)-2 New! | 就学にかかる資料の多言語化（再掲） | 各種申請書類など就学にかかる資料の多言語化を図ります。 | 教育総務課 学務課 |
| 2-(2)-3 New! | 日本語教育及び指導にかかる資料の整備（再掲） | 日本語教育や日本語指導にかかる資料をまとめ、日本語学習支援者が活用しやすいよう整備します。 | 市民協働推進課 指導課 関係団体 |
| 2-(2)-4 New! | 国際理解講座の実施 | 児童生徒などの国際理解の促進に努めます。 | 指導課 市民協働推進課 |
| 2-(2)-5 | 日本語教室の開催情報の提供（再掲） | ボランティア団体等による日本語教室の開催情報などを市ホームページなどで周知します。 | 市民協働推進課 |
| 2-(2)-6 New! | 図書館の多文化共生資料の充実（再掲） | 市立図書館や小・中学校の図書室に、日本語学習に関する資料や外国語の書籍等を設置し多文化共生意識の醸成に努めます。 | 社会教育課 指導課 教育総務課 |
| 2-(2)-7 | 市内小・中学校への外国人語学指導助手（ALT）等の配置 | 市内小・中学校に外国人指導助手を配置し、国際理解を促進します。 | 指導課 |
| 2-(2)-8 | 海外への中学生派遣 | 外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養います。 | 指導課 |
| 2-(2)-9 New! | 新たな学習機会の提供 | 希望する外国籍住民等に対し川口市立芝西中学校（夜間中学校）への進学を支援します。 | 学務課 |

(3) 就労の支援

地元企業へ就労環境の整備について意識啓発を図るとともに、外国人市民の就労を支援します。

〈主な事業〉

| 施策2 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|-------------------------|---|---------------|
| 2-(3)-1 New! | 外国人市民の就業等に関する意識啓発 | 事業主等に外国人市民の雇用に関する留意点や就労環境の整備などについての意識啓発を図ります。 | 商工観光課 関係機関 |
| 2-(3)-2 New! | 関係機関との連携による就業支援や情報提供の充実 | ハローワーク等と連携し就労などに関する情報の提供に努めます。 | 商工観光課 関係機関 |

(4) 安全・安心の支援

外国人市民が地域で安全に暮らすため、交通安全や防犯の意識啓発を行います。また、災害発生時に情報弱者とならないよう、多言語での情報提供を促進し、いざというときに適切な行動がとれるような体制を整備します。

〈主な事業〉

| 施策2 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|--------------------------|---|----------------|
| 2-(4)-1 New! | 交通安全や防犯における意識啓発 | 交通安全や防犯に関する資料の多言語化に努めます。 | 交通防犯課 |
| 2-(4)-2 | 防災情報の多言語化 | 多言語版「八潮市洪水地震ハザードマップ」の周知など、多言語による防災情報の提供に努めます。 | 危機管理防災課 |
| 2-(4)-3 New! | 外国人市民も参加しやすい防災訓練の情報提供と実施 | 外国人市民も参加しやすい防災訓練の情報提供と実施に努めます。 | 危機管理防災課 |
| 2-(4)-4 New! | 避難所運営における情報ツールの活用 | 避難所等で外国人市民と円滑なコミュニケーションがとれるよう「外国人避難者用質問票」などを配置し活用に努めます。 | 危機管理防災課 |
| 2-(4)-5 | 災害時における外国人市民への支援 | 災害時には、災害情報の提供や相談窓口の設置など、地域防災計画に基づき外国人市民への支援を行います。 | 危機管理防災課 関係課 |
| 2-(4)-6 New! | 公共交通における多言語化 | バス停などの多言語表示に努めます。 | 交通防犯課 |

施策の柱 3 多文化共生の地域づくり

1 多文化共生の意識啓発

(1) 人権を尊重する社会づくり

市民一人ひとりが互いの文化や価値観への理解を深めながら、人と人とが共生する差別のない社会を目指し、人権教育や多文化共生意識の啓発を推進します。

〈主な事業〉

| 施策3 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|----------------------|---|---------------------|
| 1-(1)-1 New! | ヘイトスピーチ※の解消に向けた教育・啓発 | 差別や偏見をなくすため、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発をします。 | 人権・男女共同参画課 社会教育課 |
| 1-(1)-2 New! | 協働による情報紙の作成・配布 | 日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙を協働で作成・配布します。 | 市民協働推進課 関係課 |

(2) 多文化共生の社会づくり

生涯学習の講座やフォーラムなど、様々な機会を捉え、市民一人ひとりが人権尊重や多文化共生に対する理解を深め、多文化にふれる機会を通して相互理解を図ります。

〈主な事業〉

| 施策3 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|----------------------|---|----------------|
| 1-(2)-1 New! | 日本語教室等への支援(再掲) | ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します。 | 市民協働推進課 |
| 1-(2)-2 | 日本語ボランティア養成講座の開催(再掲) | 日本語教室でボランティア活動をしている市民や日本語学習をサポートする人材を養成するため、指導方法などを教える講座を開催します。 | 市民協働推進課 |
| 1-(2)-3 | イベント等を通じた多文化共生の促進 | イベント等を通じて、外国人市民が海外での活動や自国の文化などについて紹介するなど、市民相互の多文化共生意識の醸成を図ります。 | 市民協働推進課 関係課 |

| 施策3 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|-----------------------------|--|------------------------|
| 1-(2)-4 | 海外への中学生派遣 (再掲) | 外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養います。 | 指導課 |
| 1-(2)-5 New! | 多文化共生に関わる団体等の連携・ネットワーク化の推進 | 多文化共生に関わるボランティアや団体等の連携・ネットワーク化に努めます。 | 市民協働推進課 関係課 関係団体 |
| 1-(2)-6 New! | ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発 (再掲) | 差別や偏見をなくすため、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発をします。 | 人権・男女共同参画課 社会教育課 |

2 地域社会への参画

(1) 地域社会への参画促進

外国人市民の地域活動への参画を促すため、町会・自治会への加入促進を図ります。
また、地域住民との交流を通して、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

〈主な事業〉

| 施策3 | 事業概要 | 具体的な取組 | 担当課 |
|-----------------|---------------------------|--|----------------|
| 2-(1)-1 | 地域活動への参加促進 (再掲) | 外国人市民の町会・自治会活動や、市等が開催するイベントなどへの参加を促進します。 | 市民協働推進課 関係課 |
| 2-(1)-2 | イベント等を通じた多文化共生の促進 (再掲) | イベント等を通じて、外国人市民が海外での活動や自国の文化などについて紹介するなど、市民相互の多文化共生意識の醸成を図ります。 | 市民協働推進課 関係課 |
| 2-(1)-3 New! | 協働による情報紙の作成・配布 (再掲) | 日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報紙を協働で作成・配布します。 | 市民協働推進課 関係課 |

だい 5 しょう 第 5 章

すいしん プランの推進

すいしんたいせい
1. プランの推進体制

しゅうち しんこうかんり
2. プランの周知と進行管理

1 プランの推進体制

(1) 関係機関との連携・協力

多文化共生に関する有識者や関連団体の関係者から、本プランの実施状況の報告や多文化共生の推進に必要な事項についての意見や提言を求めると、必要に応じて、施策への反映に努め、様々な機関と連携・協力して取り組みます。

(2) 庁内体制

本プランの推進にあたっては、庁内の関係各課が連携して取り組むとともに、外国人市民の実態や多文化共生施策にかかる課題を全庁的に共有するなど、総合的・横断的に取り組みます。

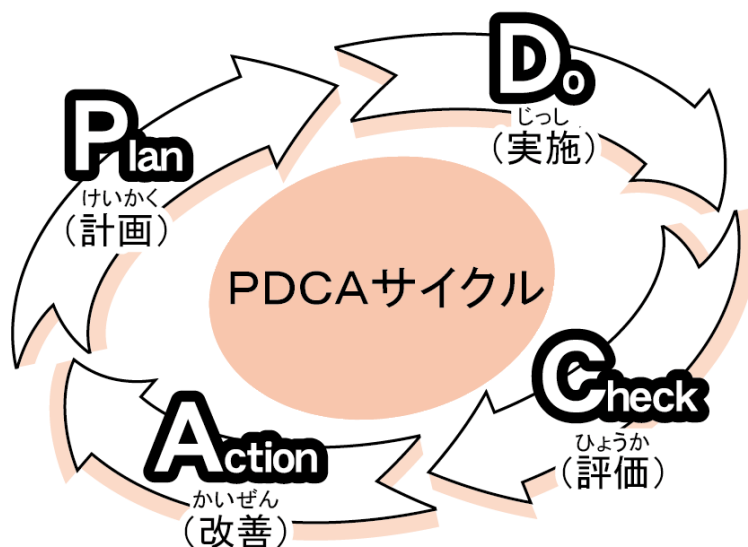
2 プランの周知と進行管理

(1) プランの周知

市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、取組や事業の進み具合について広く周知を図ります。

(2) プランの進行管理

プランの進行管理にあたっては、庁内関係各課においてPDCAサイクルに基づく進行管理を踏まえ、取組について点検・評価を行い、常に改善を図ります。



し りょう へん
資料編

1 やしおしがいこくじんしみんいしきちょうさ 八潮市外国人市民意識調査

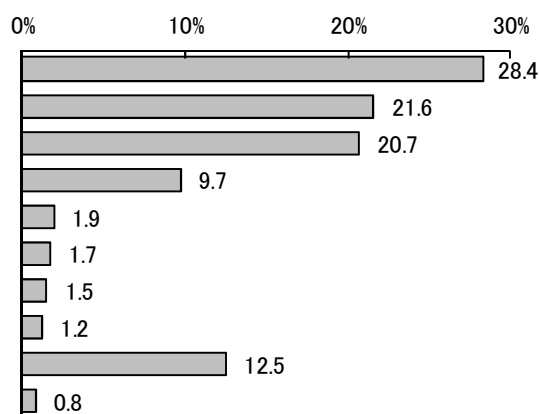
【調査の概要】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 調査対象 | 八潮市在住の満18歳以上の外国籍住民(令和元年7月1日現在) |
| 実施期間 | 令和元年(2019年)8月1日～8月30日 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 |
| 使用言語 | 中国語(簡体字)、ベトナム語、英語の3言語にやさしい日本語を併記 |
| 配布数 | 1,300人 |
| 有効回収数 (回収率) | 518人 (39.8%) |

1. 回答者の属性

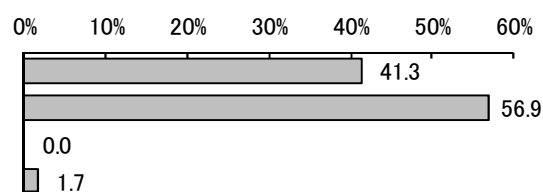
(1) 国籍・地域

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------|-------------|-----------|
| 1 ベトナム | 147 | 28.4 |
| 2 中国 | 112 | 21.6 |
| 3 フィリピン | 107 | 20.7 |
| 4 韓国 | 50 | 9.7 |
| 5 インドネシア | 10 | 1.9 |
| 6 パキスタン | 9 | 1.7 |
| 7 インド | 8 | 1.5 |
| 8 ブラジル | 6 | 1.2 |
| 9 その他 | 65 | 12.5 |
| 10 無回答 | 4 | 0.8 |



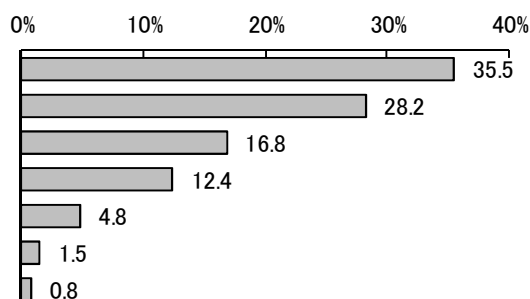
(2) 性別

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|-------|-------------|-----------|
| 1 男性 | 214 | 41.3 |
| 2 女性 | 295 | 56.9 |
| 3 その他 | 0 | 0.0 |
| 4 無回答 | 9 | 1.7 |



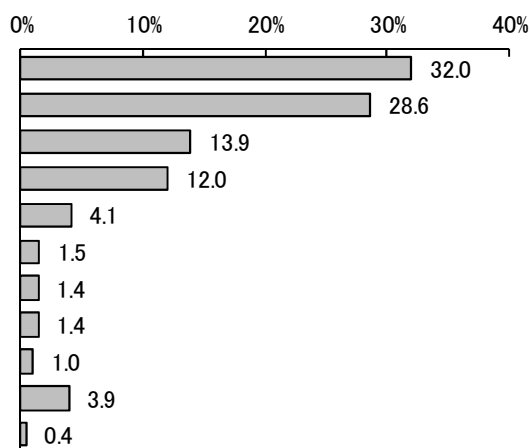
(3) 年齢

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------|-------------|-----------|
| 1 18～29歳 | 184 | 35.5 |
| 2 30～39歳 | 146 | 28.2 |
| 3 40～49歳 | 87 | 16.8 |
| 4 50～59歳 | 64 | 12.4 |
| 5 60～69歳 | 25 | 4.8 |
| 6 70歳以上 | 8 | 1.5 |
| 7 無回答 | 4 | 0.8 |



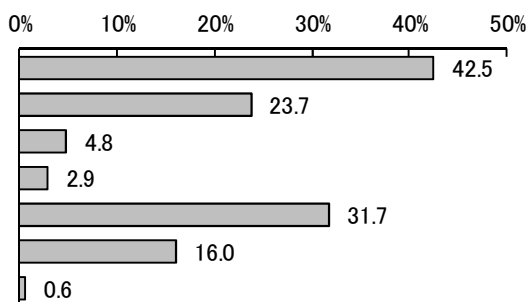
(4) 在留資格

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------|-------------|-----------|
| 1 永住者 | 166 | 32.0 |
| 2 技能実習 | 148 | 28.6 |
| 3 日本人・永住者の配偶者等 | 72 | 13.9 |
| 4 技術・人文知識・国際業務 | 62 | 12.0 |
| 5 定住者 | 21 | 4.1 |
| 6 家族滞在 | 8 | 1.5 |
| 7 企業内転勤 | 7 | 1.4 |
| 8 留学 | 7 | 1.4 |
| 9 技能 | 5 | 1.0 |
| 10 その他 | 20 | 3.9 |
| 11 無回答 | 2 | 0.4 |



(5) 同居者 (複数回答)

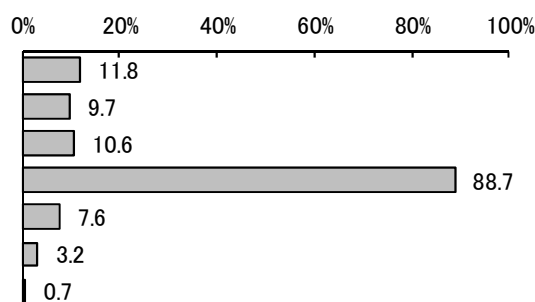
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|---------------|-------------|-----------|
| 1 配偶者またはパートナー | 220 | 42.5 |
| 2 子ども | 123 | 23.7 |
| 3 自分または配偶者の親 | 25 | 4.8 |
| 4 その他の親類 | 15 | 2.9 |
| 5 友人・知人 | 164 | 31.7 |
| 6 いない | 83 | 16.0 |
| 7 無回答 | 3 | 0.6 |



(6) 同居者の年齢 (複数回答)

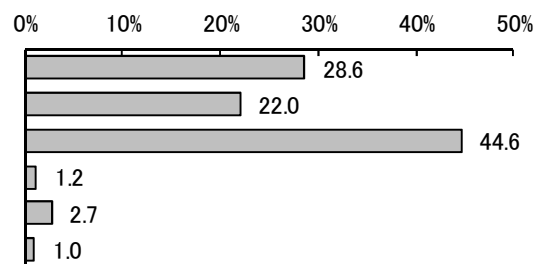
※設問(5)同居者で「いない」と回答した人及び無回答者を除く

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------|-------------|-----------|
| 1 0~5歳 | 51 | 11.8 |
| 2 6~11歳 | 42 | 9.7 |
| 3 12~17歳 | 46 | 10.6 |
| 4 18~64歳 | 383 | 88.7 |
| 5 65~74歳 | 33 | 7.6 |
| 6 75歳以上 | 14 | 3.2 |
| 7 無回答 | 3 | 0.7 |



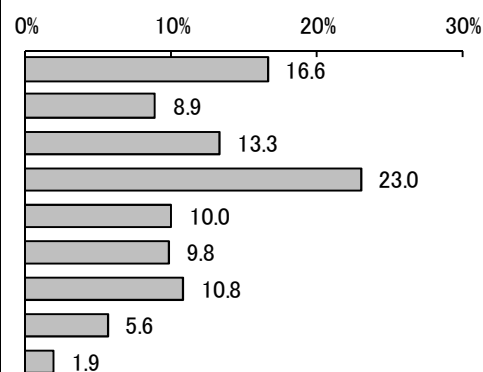
(7) 居住形態

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|------------|-------------|-----------|
| 1 持ち家 | 148 | 28.6 |
| 2 勤務先の寮や社宅 | 114 | 22.0 |
| 3 賃貸 | 231 | 44.6 |
| 4 市営・県営住宅 | 6 | 1.2 |
| 5 その他 | 14 | 2.7 |
| 6 無回答 | 5 | 1.0 |



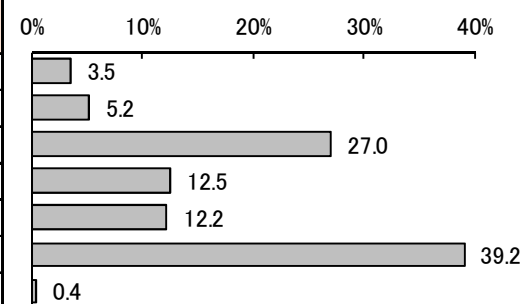
(8) 居住エリア

| | | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|---|-----------------------------|-------------|-----------|
| 1 | 八條、鶴ヶ曾根、伊草、新町 | 86 | 16.6 |
| 2 | 小作田、松之木、緑町一丁目～五丁目 | 46 | 8.9 |
| 3 | 二丁目、木曾根、南川崎 | 69 | 13.3 |
| 4 | 上馬場、中馬場、中央一丁目～四丁目、八潮一丁目～八丁目 | 119 | 23.0 |
| 5 | 圀、大瀬一丁目～六丁目、茜町一丁目 | 52 | 10.0 |
| 6 | 伊勢野、大瀬、古新田 | 51 | 9.8 |
| 7 | 大原、大曾根、浮塚 | 56 | 10.8 |
| 8 | 西袋、柳之宮、南後谷 | 29 | 5.6 |
| 9 | 無回答 | 10 | 1.9 |



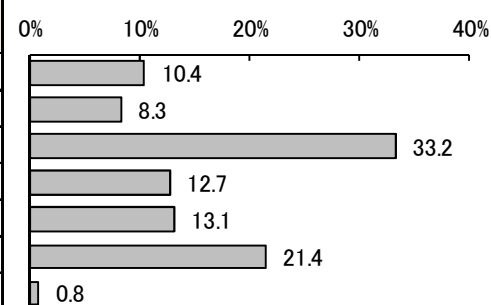
(9) 日本での居住年数

| | | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|---|----------|-------------|-----------|
| 1 | 6ヶ月未満 | 18 | 3.5 |
| 2 | 6ヶ月～1年未満 | 27 | 5.2 |
| 3 | 1年～3年未満 | 140 | 27.0 |
| 4 | 3年～5年未満 | 65 | 12.5 |
| 5 | 5年～10年未満 | 63 | 12.2 |
| 6 | 10年以上 | 203 | 39.2 |
| 7 | 無回答 | 2 | 0.4 |



(10) 八潮市での居住年数

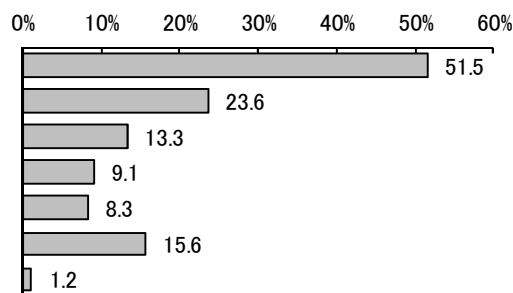
| | | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|---|----------|-------------|-----------|
| 1 | 6ヶ月未満 | 54 | 10.4 |
| 2 | 6ヶ月～1年未満 | 43 | 8.3 |
| 3 | 1年～3年未満 | 172 | 33.2 |
| 4 | 3年～5年未満 | 66 | 12.7 |
| 5 | 5年～10年未満 | 68 | 13.1 |
| 6 | 10年以上 | 111 | 21.4 |
| 7 | 無回答 | 4 | 0.8 |



2. 暮らしについて

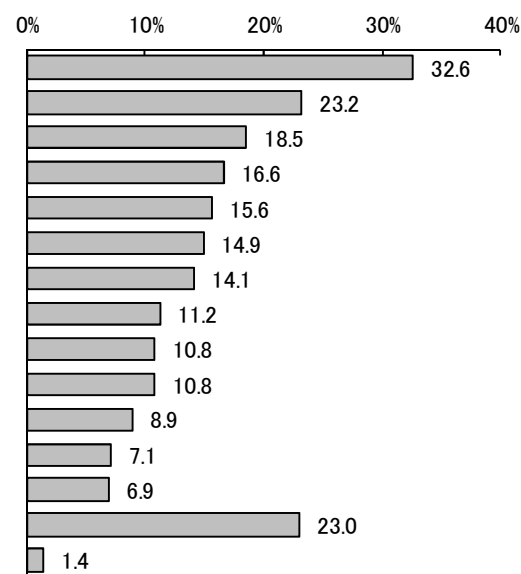
(1) 八潮市に住む理由 (複数回答)

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------|-------------|-----------|
| 1 職場や学校に近い | 267 | 51.5 |
| 2 家族が住んでいる | 122 | 23.6 |
| 3 買い物・病院・交通が便利 | 69 | 13.3 |
| 4 家賃が安い | 47 | 9.1 |
| 5 同じ国の知人が住んでいる | 43 | 8.3 |
| 6 その他 | 81 | 15.6 |
| 7 無回答 | 6 | 1.2 |



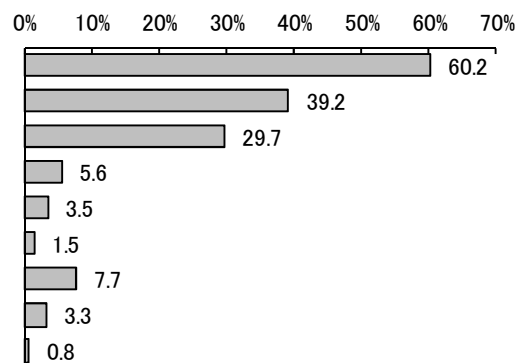
(2) 普段の生活で困っていることや不安なこと (複数回答)

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------------|-------------|-----------|
| 1 日本語 | 169 | 32.6 |
| 2 税金や保険料の支払い | 120 | 23.2 |
| 3 災害(地震など)が起きたときの対応 | 96 | 18.5 |
| 4 福祉制度がわからない | 86 | 16.6 |
| 5 急に病気になったときの対応 | 81 | 15.6 |
| 6 老後のこと | 77 | 14.9 |
| 7 物価 | 73 | 14.1 |
| 8 仕事・職場 | 58 | 11.2 |
| 9 文化・風習 | 56 | 10.8 |
| 10 どこに相談に行けばよいかわからない | 56 | 10.8 |
| 11 子どもの学校・教育 | 46 | 8.9 |
| 12 住まい | 37 | 7.1 |
| 13 近所の人との付き合い | 36 | 6.9 |
| 14 特になし | 119 | 23.0 |
| 15 無回答 | 7 | 1.4 |



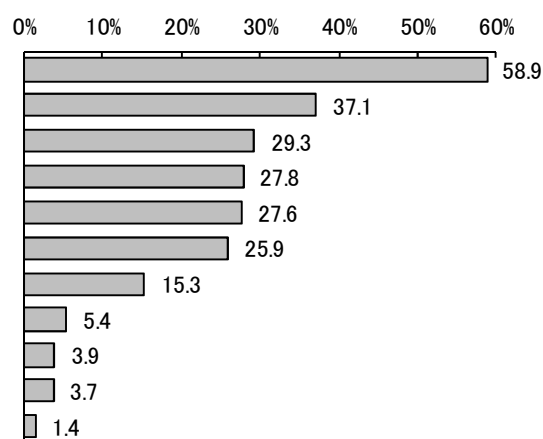
(3) 生活で困ったときの相談先 (複数回答)

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|--------------|-------------|-----------|
| 1 家族・親戚 | 312 | 60.2 |
| 2 知人・友人(外国人) | 203 | 39.2 |
| 3 知人・友人(日本人) | 154 | 29.7 |
| 4 市役所の人 | 29 | 5.6 |
| 5 近所の人 | 18 | 3.5 |
| 6 町会や自治会の人 | 8 | 1.5 |
| 7 その他 | 40 | 7.7 |
| 8 相談できる人はいない | 17 | 3.3 |
| 9 無回答 | 4 | 0.8 |



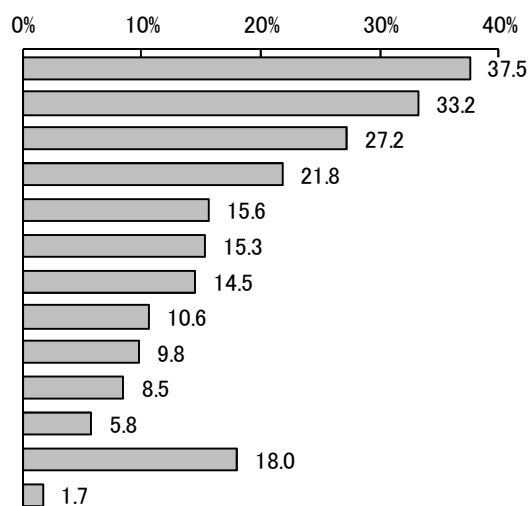
(4) 日本で生活するための情報の入手先 (複数回答)

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) | |
|----|----------------------|-----------|------|
| 1 | インターネット・SNS | 305 | 58.9 |
| 2 | 日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ | 192 | 37.1 |
| 3 | 知人・友人(外国人) | 152 | 29.3 |
| 4 | 知人・友人(日本人) | 144 | 27.8 |
| 5 | 家族・親戚 | 143 | 27.6 |
| 6 | 職場・学校 | 134 | 25.9 |
| 7 | 自分の国・地域のことで書かれた新聞・雑誌 | 79 | 15.3 |
| 8 | 市役所 | 28 | 5.4 |
| 9 | 教会・寺院 | 20 | 3.9 |
| 10 | その他 | 19 | 3.7 |
| 11 | 無回答 | 7 | 1.4 |



(5) 生活していくうえでもっと知りたい情報 (複数回答)

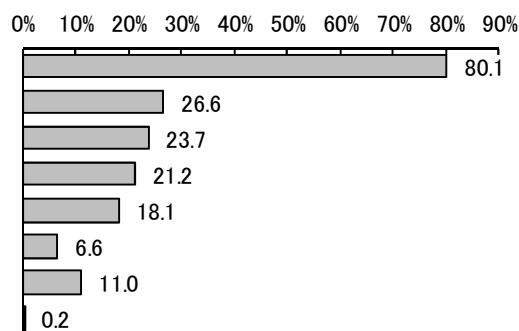
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) | |
|----|----------------------|-----------|------|
| 1 | 災害への備え、地震や火事などのときの対応 | 194 | 37.5 |
| 2 | 税金・年金 | 172 | 33.2 |
| 3 | 医療や健康保険 | 141 | 27.2 |
| 4 | お祭りやスポーツなどのイベント | 113 | 21.8 |
| 5 | 子どもの教育 | 81 | 15.6 |
| 6 | ごみの出し方やリサイクル方法 | 79 | 15.3 |
| 7 | 住宅 | 75 | 14.5 |
| 8 | 出産・育児 | 55 | 10.6 |
| 9 | 高齢者の支援 | 51 | 9.8 |
| 10 | 町会・自治会などの地域活動 | 44 | 8.5 |
| 11 | その他 | 30 | 5.8 |
| 12 | 特になし | 93 | 18.0 |
| 13 | 無回答 | 9 | 1.7 |



3. ことばについて

(1) 普段よく使う言葉 (複数回答)

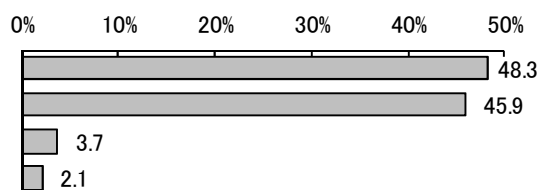
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) | |
|---|-------------|-----------|------|
| 1 | 日本語 | 415 | 80.1 |
| 2 | 英語 | 138 | 26.6 |
| 3 | ベトナム語 | 123 | 23.7 |
| 4 | 中国語 | 110 | 21.2 |
| 5 | タガログ語 | 94 | 18.1 |
| 6 | 韓国・朝鮮語 | 34 | 6.6 |
| 7 | その他 | 57 | 11.0 |
| 8 | 無回答 | 1 | 0.2 |



(2) 日本語のできる程度

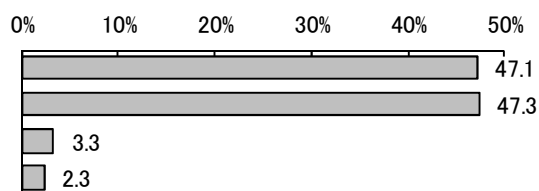
① 聞くこと

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|---------------|-------------|-----------|
| 1 聞きとれる | 250 | 48.3 |
| 2 ゆっくりなら聞きとれる | 238 | 45.9 |
| 3 ほとんどわからない | 19 | 3.7 |
| 4 無回答 | 11 | 2.1 |



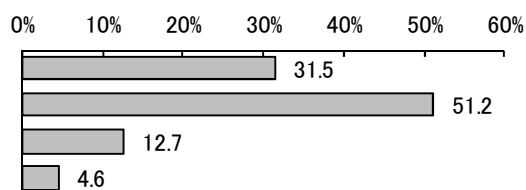
② 話すこと

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|------------|-------------|-----------|
| 1 話せる | 244 | 47.1 |
| 2 すこしなら話せる | 245 | 47.3 |
| 3 ほとんど話せない | 17 | 3.3 |
| 4 無回答 | 12 | 2.3 |



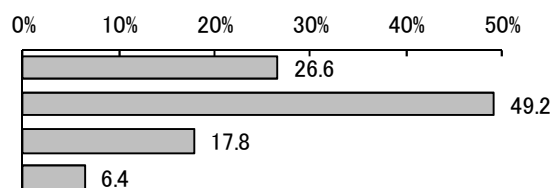
③ 読むこと

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------|-------------|-----------|
| 1 読める | 163 | 31.5 |
| 2 かんたんな文章なら読める | 265 | 51.2 |
| 3 ほとんど読めない | 66 | 12.7 |
| 4 無回答 | 24 | 4.6 |



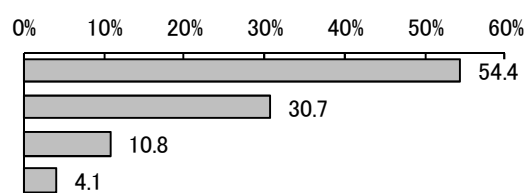
④ 書くこと

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------|-------------|-----------|
| 1 書ける | 138 | 26.6 |
| 2 かんたんな文章なら書ける | 255 | 49.2 |
| 3 ほとんど書けない | 92 | 17.8 |
| 4 無回答 | 33 | 6.4 |



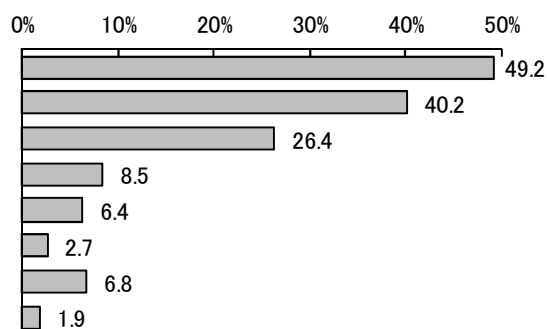
(3) 日本語の学習意向

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|--------------------|-------------|-----------|
| 1 現在学んでおり、今後も学びたい | 282 | 54.4 |
| 2 現在学んでいないが、今後学びたい | 159 | 30.7 |
| 3 学びたいとは思わない | 56 | 10.8 |
| 4 無回答 | 21 | 4.1 |



(4) 希望する日本語の学習方法 (複数回答)

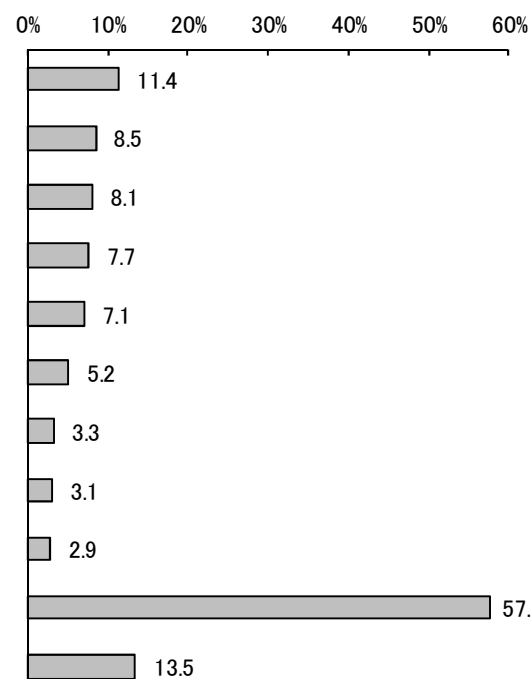
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|---------------------------|-------------|-----------|
| 1 独学 | 255 | 49.2 |
| 2 ボランティアによる日本語教室(無料または低額) | 208 | 40.2 |
| 3 日本人の知人・友人に教えてもらう | 137 | 26.4 |
| 4 日本の日本語学校(有料) | 44 | 8.5 |
| 5 その他 | 33 | 6.4 |
| 6 わからない | 14 | 2.7 |
| 7 学ぶ必要性を感じていない | 35 | 6.8 |
| 8 無回答 | 10 | 1.9 |



4. 教育と子育てについて

(1) 子どもの学校や教育、子育てについての不安・悩み (複数回答)

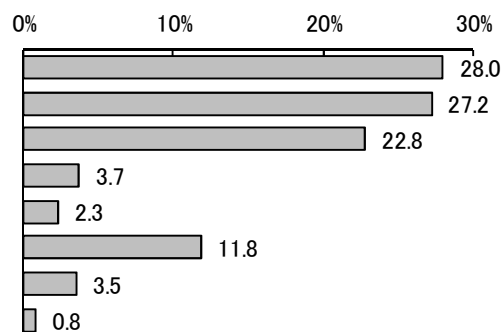
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|--|-------------|-----------|
| 1 健診や予防接種の案内などが日本語でよくわからない | 59 | 11.4 |
| 2 子どもが外国人であるため学校でいじめられ、差別される | 44 | 8.5 |
| 3 日本での進学や就職が心配である | 42 | 8.1 |
| 4 PTAなどの子どもに関わる活動について、どのように参加したらよいかわからない | 40 | 7.7 |
| 5 自分が日本語を理解していないため、学校からの連絡物の内容がわからない | 37 | 7.1 |
| 6 子どもを預かってくれる施設などが見つからない | 27 | 5.2 |
| 7 子どもが日本語を理解していないために学校のきまりや授業の内容がわからない | 17 | 3.3 |
| 8 子どもについて相談できる人や窓口がない | 16 | 3.1 |
| 9 帰国後の進学や就職が心配である | 15 | 2.9 |
| 10 特にない | 299 | 57.7 |
| 11 無回答 | 70 | 13.5 |



5. 仕事と医療・保険について

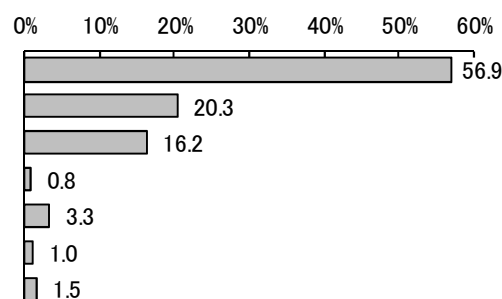
(1) 就業形態

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|-------------|-------------|-----------|
| 1 研修生 | 145 | 28.0 |
| 2 正式な社員・職員 | 141 | 27.2 |
| 3 パート・アルバイト | 118 | 22.8 |
| 4 自営業主 | 19 | 3.7 |
| 5 派遣社員 | 12 | 2.3 |
| 6 働いていない | 61 | 11.8 |
| 7 その他 | 18 | 3.5 |
| 8 無回答 | 4 | 0.8 |



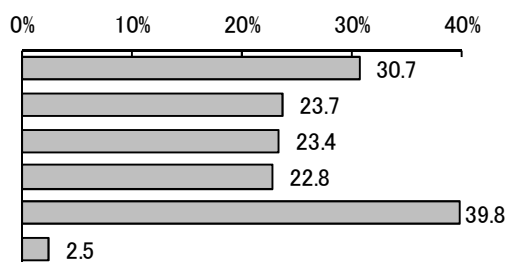
(2) 健康保険への加入状況

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|------------------------------|-------------|-----------|
| 1 いま働いている会社や団体で入っている健康保険 | 295 | 56.9 |
| 2 市役所で入った国民健康保険 | 105 | 20.3 |
| 3 夫(妻)が働いていて、扶養されている(養われている) | 84 | 16.2 |
| 4 旅行傷害保険など保険会社の保険 | 4 | 0.8 |
| 5 わからない | 17 | 3.3 |
| 6 どれにも入っていない | 5 | 1.0 |
| 7 無回答 | 8 | 1.5 |



(3) 自身や家族が病気になったときに困ったこと (複数回答)

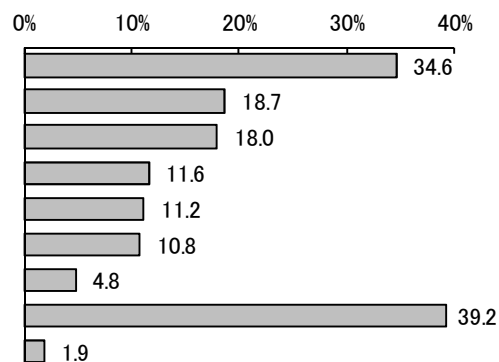
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|--------------------------------|-------------|-----------|
| 1 どのように具合が悪いかを病院の人にうまく伝えられなかった | 159 | 30.7 |
| 2 どの病院に行けばよいかわからなかった | 123 | 23.7 |
| 3 医者や病院の人の説明がわからなかった | 121 | 23.4 |
| 4 治療費が高い | 118 | 22.8 |
| 5 困ったことはない | 206 | 39.8 |
| 6 無回答 | 13 | 2.5 |



6. 災害について

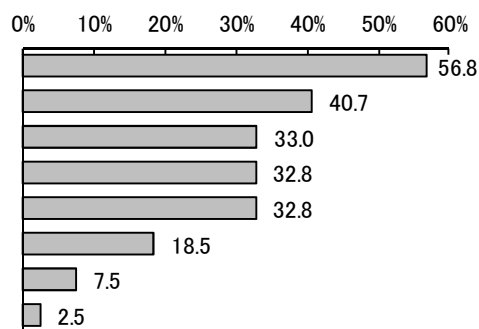
(1) 災害への備え (複数回答)

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------------------|-------------|-----------|
| 1 食料や水を保存してある | 179 | 34.6 |
| 2 近くの避難場所を調べてある | 97 | 18.7 |
| 3 家族と連絡方法や避難先を決めている | 93 | 18.0 |
| 4 助け合えるように普段から近所の人と付き合っている | 60 | 11.6 |
| 5 災害時に必要な日本語を話せるようにしている | 58 | 11.2 |
| 6 災害情報の入手方法を確保している | 56 | 10.8 |
| 7 地域の避難訓練に参加している | 25 | 4.8 |
| 8 していない | 203 | 39.2 |
| 9 無回答 | 10 | 1.9 |



(2) 災害が起きたときに心配なこと (複数回答)

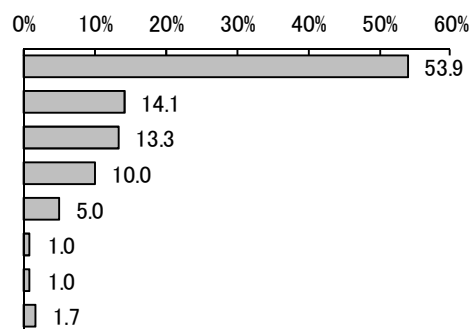
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|-------------------------|-------------|-----------|
| 1 家族や友人の安否 | 294 | 56.8 |
| 2 住宅の倒壊 | 211 | 40.7 |
| 3 食料や物資の不足 | 171 | 33.0 |
| 4 避難方法・避難場所がわからない | 170 | 32.8 |
| 5 ライフラインやインフラの状況 | 170 | 32.8 |
| 6 日本語がわからないので災害情報がわからない | 96 | 18.5 |
| 7 その他 | 39 | 7.5 |
| 8 無回答 | 13 | 2.5 |



7. 地域での交流について

(1) 近くに住む日本人との付き合い

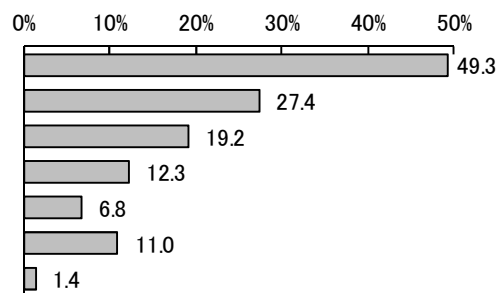
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------------|-------------|-----------|
| 1 あいさつをする程度 | 279 | 53.9 |
| 2 付き合いがない | 73 | 14.1 |
| 3 友人として付き合っている | 69 | 13.3 |
| 4 日常生活のことを話している | 52 | 10.0 |
| 5 家族と同じように親しく付き合っている | 26 | 5.0 |
| 6 困ったときに助け合っている | 5 | 1.0 |
| 7 その他 | 5 | 1.0 |
| 8 無回答 | 9 | 1.7 |



(2) 近くに住む日本人と交流していない理由 (複数回答)

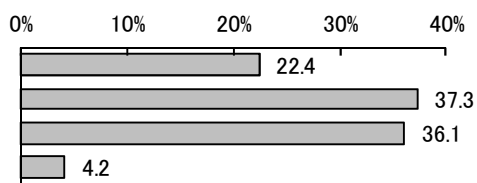
※設問 (1) 近くに住む日本人との付き合いで「付き合いがない」と回答した人

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------------------|-------------|-----------|
| 1 どのように交流すればよいかわからない | 36 | 49.3 |
| 2 交流したいが交流する時間がない | 20 | 27.4 |
| 3 日本語がわからない | 14 | 19.2 |
| 4 交流する必要がない | 9 | 12.3 |
| 5 交流したいと思わない | 5 | 6.8 |
| 6 その他 | 8 | 11.0 |
| 7 無回答 | 1 | 1.4 |



(3) 町会・自治会への加入状況

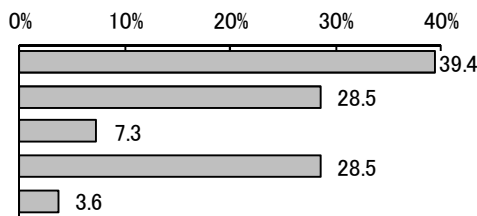
| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|------------------------|-------------|-----------|
| 1 加入している(これから加入しようと思う) | 116 | 22.4 |
| 2 加入していない(加入しようと思わない) | 193 | 37.3 |
| 3 町会・自治会があることを知らない | 187 | 36.1 |
| 4 無回答 | 22 | 4.2 |



(4) 町会・自治会へ加入していない (加入しようと思わない) 理由 (複数回答)

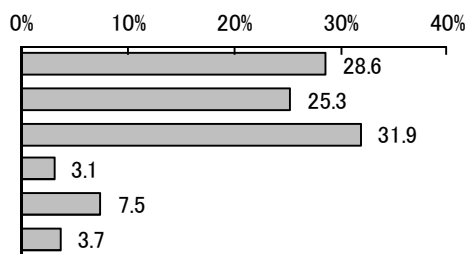
※設問 (3) 町会・自治会への加入状況で「加入していない (加入しようと思わない)」と回答した人

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|------------------|-------------|-----------|
| 1 加入する必要性を感じられない | 76 | 39.4 |
| 2 加入の仕方がわからない | 55 | 28.5 |
| 3 会費を払いたくない | 14 | 7.3 |
| 4 その他 | 55 | 28.5 |
| 5 無回答 | 7 | 3.6 |



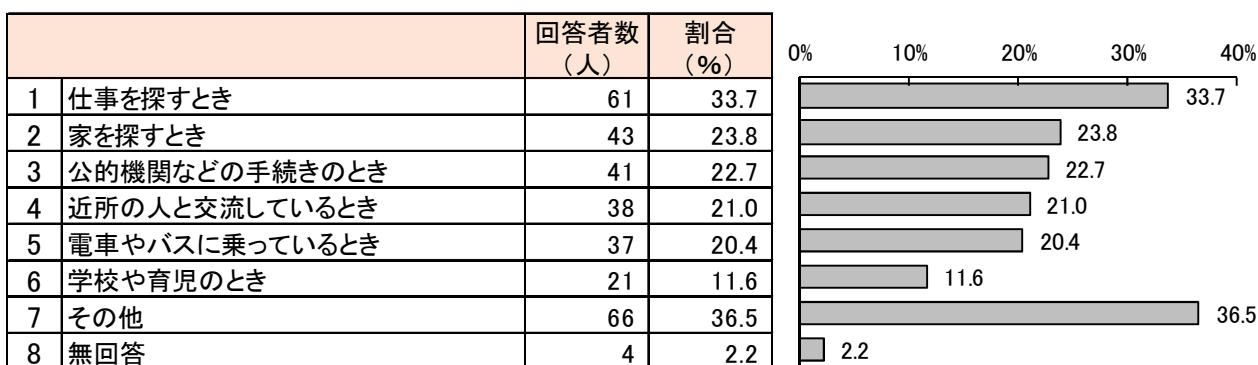
(5) 差別や偏見の有無

| | 回答者数 (人) | 割合 (%) |
|----------|-------------|-----------|
| 1 全くない | 148 | 28.6 |
| 2 あまりない | 131 | 25.3 |
| 3 ときどきある | 165 | 31.9 |
| 4 よくある | 16 | 3.1 |
| 5 わからない | 39 | 7.5 |
| 6 無回答 | 19 | 3.7 |



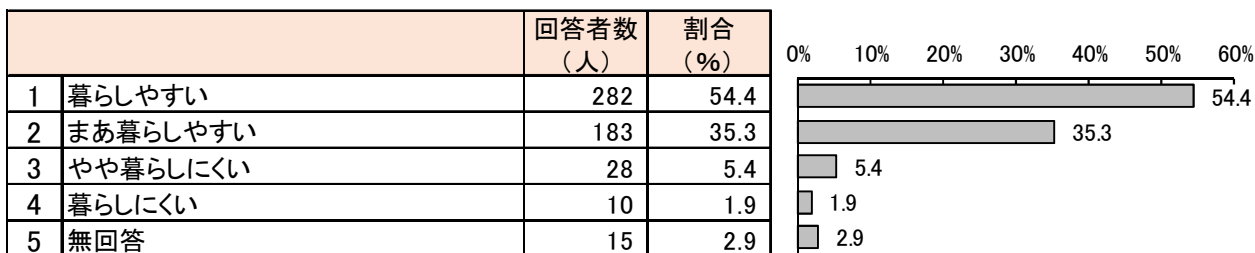
(6) 差別や偏見を感じる場面（複数回答）

※設問（5）差別や偏見の有無で「ときどきある」または「よくある」と回答した人

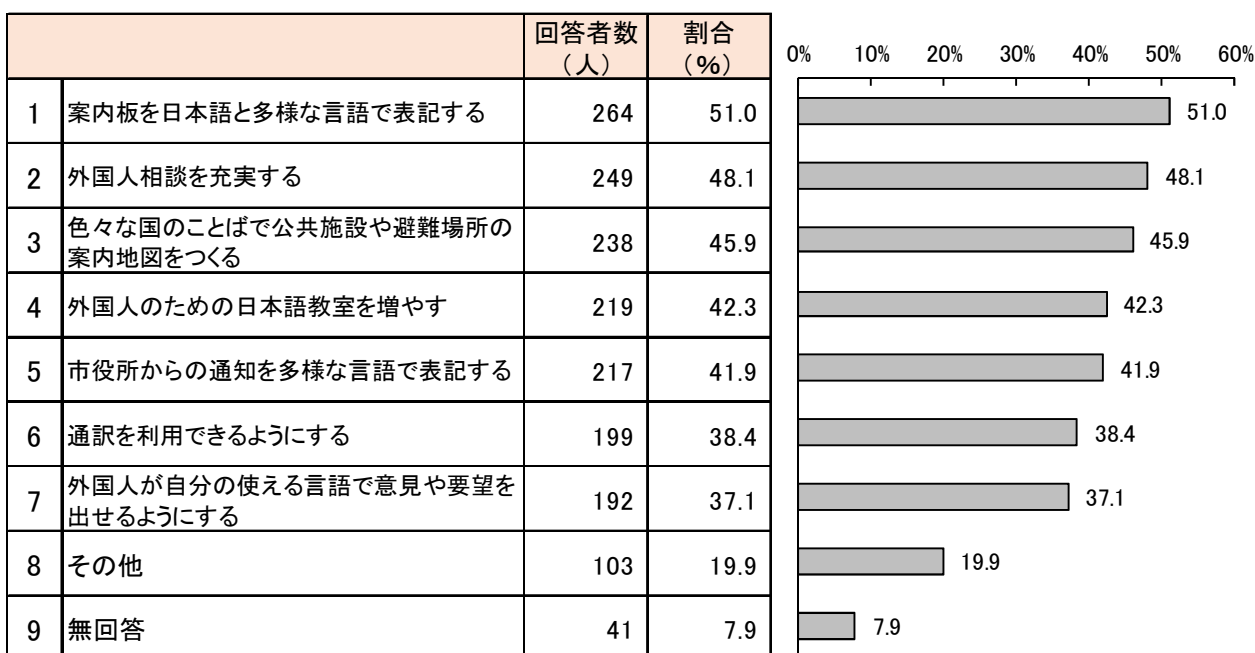


8. その他のことについて

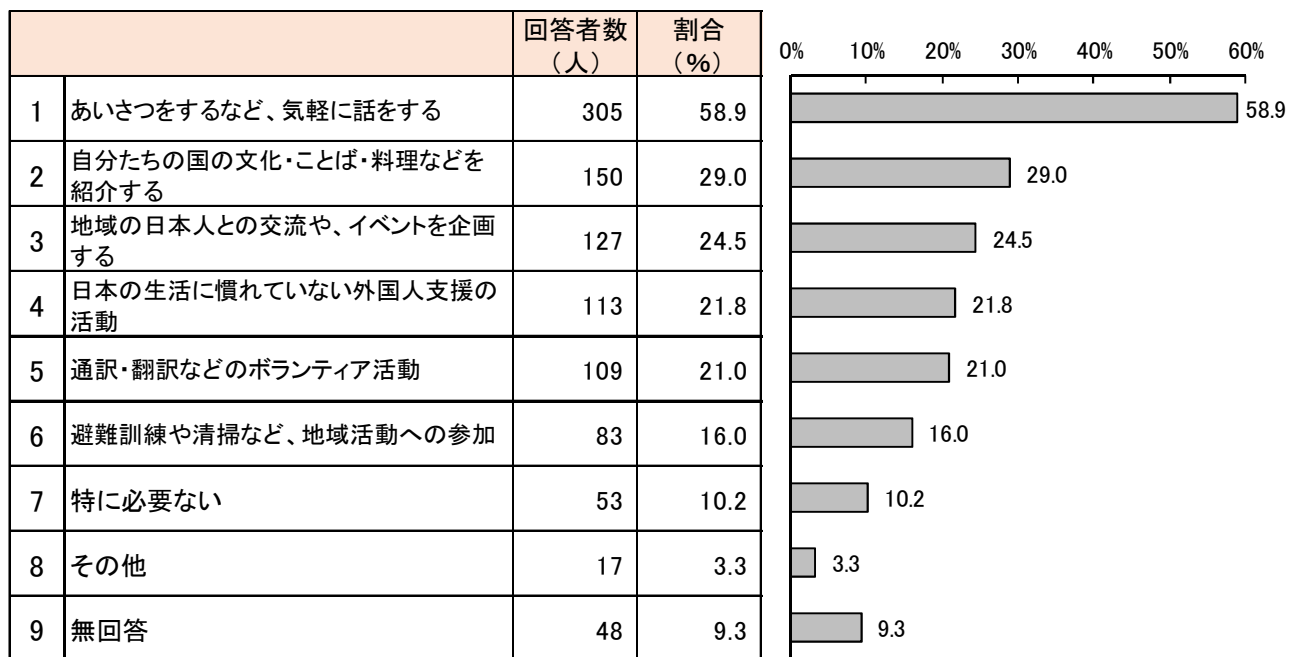
(1) 八潮市の暮らしやすさ



(2) 暮らしやすくなるために市役所に望むこと（複数回答）



(3) ^{にほんじん}日本人と^{とも}共に生活して^{せいかつ}いくうえで^{かつどう}していきたい活動^{ふくすうかいどう} (複数回答)



2 やしおしたぶんかきょうせいすいしん さくていいんかい 八潮市多文化共生推進プラン策定委員会

(1) やしおしふぞくきかんせっちじょうれい ばっすい 八潮市附属機関設置条例（抜粋）

しょうわ ねん がつ にち
昭和57年4月1日
じょうれいだい ごう
条例第15号

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい ちほう じちほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう だい ごう きてい
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定す
る市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定める
ことを目的とする。

せっち (設置)

だい じょう ほうりつ もと せいいまた べつ じょうれい もと せっち
第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、
附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

いにん (委任)

だい じょう ぶぞくきかん そしき うんえい たひつよう じこう ほうりつ もと せいいまた
第3条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又は
この条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

ふ そく 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
べつびょう だい じょうかんけい
別表（第2条関係）

| ふぞくきかんめい 附属機関名 | しよくむ 職務 |
|---|---|
| やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進プラン さくていいんかい 策定委員会 | やしおしたぶんかきょうせいすいしん さくてい かん じこう ちょうさ 八潮市多文化共生推進プランの策定に関する事項を調査 しんぎ 審議する。 |

(2) 八潮市多文化共生推進プラン策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例(昭和57年条例第15号)第3条の規定に基づき、八潮市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活力推進部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 委員名簿

| くぶん 区分 | しよぞくとう 所属等 | しめい 氏名 |
|-----------------------|--|--------------------|
| しみん 活動団体の 代表者 | やしおしちようかいじち かいれんごうかい はちじょうちく 八潮市町会自治会連合会 (八條地区) | おおくぼ たつお 大久保 龍雄 |
| | やしおしちようかいじち かいれんごうかい しおどめちく 八潮市町会自治会連合会 (潮止地区) | かねこ まきお 金子 政雄 |
| | やしおしちようかいじち かいれんごうかい やわたちく 八潮市町会自治会連合会 (八幡地区) | ひるま たけお 昼間 竹雄 |
| | にほんご やしお日本語ひろば | いいやま やよひ 飯山 やよひ |
| | こくさいこうりゅう WeLove国際交流 | やまうち かよこ 山内 加代子 |
| | しゃかいふくしほうじん やしおししゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会 | ほしの かずのり 星野 和則 |
| | やしおし れんごうかい 八潮市PTA連合会 | うちだ あきこ 内田 亜希子 |
| がくしきけいけん 学識経験を有する者 | がっこうほうじんせいがくいん せいがくいんだいがく 学校法人聖学院 聖学院大学 きそそうごうきょういくぶ とくにんこうし 基礎総合教育部 特任講師 | くらた かや 倉田 芳弥 |
| | がっこうほうじんどつきょうがくえん どつきょうだいがく 学校法人獨協学園 獨協大学 こくさいきょうようがくぶ げんごぶんかがつか ぎょうじゆ 国際教養学部 言語文化学科 教授 | おかむら けいこ 岡村 圭子 |
| | こうえきしゃだんほうじん こくさいにほんごふきゅうきょうかい こうし 公益社団法人 国際日本語普及協会 講師 | まつお きょうこ 松尾 恭子 |
| その 他市長が必要と 認める者 | しみんこうぼ 市民公募 | うちだ ゆうじ 内田 裕二 |
| | しみんこうぼ 市民公募 | ひえだ すすむ 稗田 進 |
| | しみんこうぼ 市民公募 | おの アンナ 小野 アンナ |
| | しみんこうぼ 市民公募 | り ほんふえい 李 涵慧 |

※ 委員長… おかむら けいこ
岡村 圭子

副委員長… ひるま たけお
昼間 竹雄

3 しもんおよ どうしん 諮問及び答申

やしおしきょうはつだい ごう
八潮市協発第133号
れいわ ねん がつ にち
令和2年8月19日

やしおしたぶん かきょうせいすいしん さくていいいんかい
八潮市多文化共生推進プラン策定委員会
い いん ちょう おか むら けい こ さま
委員長 岡村圭子 様

やしおしちょう おおやま しのが
八潮市長 大山 忍

やしおしたぶん かきょうせいすいしん しもん
八潮市多文化共生推進プランについて（諮問）

やしおしふぞくきかんせつちじょうれい しょうわ ねんじょうれいだい ごう だい じょう きてい やしおしたぶんか
八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第2条の規定により、八潮市多文化
きょうせいすいしん き いんかい いけん もと
共生推進プランについて、貴委員会の意見を求めます。

れいわ ねん がつ にち
令和3年2月19日

やしおしちょう おおやま しのが さま
八潮市長 大山 忍 様

やしおしたぶん かきょうせいすいしん さくていいいんかい
八潮市多文化共生推進プラン策定委員会
い いん ちょう おか むら けい こ
委員長 岡村圭子

やしおしたぶん かきょうせいすいしん どうしん
八潮市多文化共生推進プランについて（答申）

れいわ ねん がつ にちづ やしおしきょうはつだい ごう しもん やしおしたぶんかきょうせいすいしん
令和2年8月19日付け八潮市協発第133号で諮問のあった八潮市多文化共生推進プラ
ンについて、当委員会において慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので
どうしん
答申します。

なお、プランの実施にあたっては、基本目標である「お互いを尊重し、みんなでつく
る多文化共生のまち やしお」の実現に向け、市内の総合的・横断的な取り組みはもとよ
り、市民一人ひとりが国籍や民族などの文化的ちがいを認め合い、それぞれの持つ個性や
のうりよく たようせい じゅうぶん はつき とりく ちやくじつ
能力、多様性を十分に発揮できるまちづくりに取り組んでいただき、着実にプランが
すいしん きたい
推進されることを期待します。

4 パブリックコメント

| | |
|----------------------------|--|
| いけんぼしゅうきかん 意見募集期間 | れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん がつ にち きん 令和2年12月15日(火)～令和3年1月15日(金) |
| しゅうちほうほう 周知方法 | こうほう れいわ ねん がつごう し けいさい 広報やしお(令和2年12月号)、市ホームページに掲載 |
| えつらんばしょ 閲覧場所 | しないうきょうしせつ し じょうほうしりょう 市内公共施設、市ホームページ、840情報資料コーナー、 しみんきょうどうすいしんかまどぐち 市民協働推進課窓口 |
| いけん ていしゅつ 意見を提出 できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ・しないうきょうしせつ じゅうしょ ゆう かた 市内に住所を有する方 ・しないうきょうしせつ じむしょ じぎょうしょ ゆう こじんおよ ほうじん た だんたい 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・しないうきょうしせつ じむしょ じぎょうしょ きんむ かた 市内の事務所または事業所に勤務する方 ・しないうきょうしせつ がっこう ざいがく かた 市内の学校に在学する方 ・やしおしたばんかきょうせいすいしん さくてい りがいかんけい ゆう かた 「八潮市多文化共生推進プラン」の策定に利害関係を有する方 |
| ていしゅつほうほう 提出方法 | しみんきょうどうすいしんか ちよくせつじさん ゆうそう でんし 市民協働推進課へ直接持参・郵送・FAX・電子メール |
| いけんけんすう 意見件数 | けん 9件 |

5 やしおしたぶんかきょうせいすいしん ちょうないけんとういいんかい 八潮市多文化共生推進プラン庁内検討委員会

(1) やしおしたぶんかきょうせいすいしん ちょうないけんとういいんかいせっちようこう 八潮市多文化共生推進プラン庁内検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市多文化共生推進プラン庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、八潮市多文化共生推進プランの策定に際し、必要な事項を検討するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 副部長及びその相当職にある者(部長及び理事の職務又はこれに相当する職務を兼ねる者を除く。)

(2) 部局に前号に定める者がいない場合にあつては、八潮市行政組織規則(昭和59年規則第10号)第10条第1項、八潮市水道事業管理規程(昭和63年水管規程第5号)第11条第1項及び八潮市教育委員会事務局組織規則(平成2年教委規則第2号)第9条第1項に規定する主管課の課長

(3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市民活力推進部副部長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、八潮市多文化共生推進プランの策定が完了するまでの期間とする。

しよむ
(庶務)

だい じょう けんとういんかい しよむ しみんかつりよくすいしんぶしみんきょうどうすいしんか しより
第7条 検討委員会の庶務は、市民活力推進部市民協働推進課において処理する。

ざっそく
(雑則)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう いんちよう かいぎ はか さだ
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

ふ そく れいわ ねん がつ にちしちょうけっさい
附 則 (令和2年4月17日市長決裁)

ようこう しちょうけっさい ひ しこう やしおしたぶんかきょうせいすいしん さくてい
この要綱は、市長決裁の日から施行する。ただし、八潮市多文化共生推進プランの策定
をもって失効する。

(2) 委員名簿

| やくめい 役名 | しよくめい 職名 | しめい 氏名 |
|----------------------|--|--------------------|
| いいんちよう 委員長 | しみんかつりよくすいしんぶふくぶちようけん 市民活力推進部副部長兼 としのうぎようかちようけん 都市農業課長兼 のうぎよういいんかいじむきよくちよう 農業委員会事務局 長 | おんだ あきひろ 恩田 秋弘 |
| ふくいんちよう 副委員長 | がっこうきよういくぶふくぶちようけんがくむかちよう 学校教育部副部長兼学務課長 | たぐち しゅういち 田口 周一 |
| い いん 委 員 | きかくざいせいぶふくぶちようけんひしょこうほうかちよう 企画財政部副部長兼秘書広報課長 | きくち としみつ 菊池 俊充 |
| | きかくざいせいぶふくぶちようけん 企画財政部副部長兼 アセットマネジメント推進課長 | うだ がわ さとる 宇田川 智 |
| | きかくざいせいぶせいさくたんとうしゅかん 企画財政部政策担当主幹 | しのはら けいすけ 篠原 啓佑 |
| | そうむぶふくぶちようけん 総務部副部長兼 せんきよかんりいいんかいしよきちよう 選挙管理委員会書記長 | くまくら ゆうじ 熊倉 祐司 |
| | けんこうふくしぶふくぶちよう 健康福祉部副部長 | えんどう まさゆき 遠藤 雅之 |
| | けんこうふくしぶふくぶちようけんけんこうぞうしんかちよう 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | おおで くみこ 大出 久美子 |
| | こそだ ふくしぶふくぶちよう 子育て福祉部副部長 | こばやし けんいち 小林 健一 |
| | せいかつあんぜんぶふくぶちよう 生活安全部副部長 | なかにし けいいち 中西 恵一 |
| | けんせつぶふくぶちよう 建設部副部長 | きむら かずひろ 木村 和浩 |
| | けんせつぶふくぶちようけんげすいどうかちよう 建設部副部長兼下水道課長 | おかだ とおる 岡田 亨 |
| | としぶふくぶちようけんとしけいかくかちよう 都市デザイン部副部長兼都市計画課長 | おぐら たつや 小倉 達也 |
| | としぶふくぶちよう 都市デザイン部副部長 | いしづか きよし 石塚 清 |
| こうじけんさかちよう 工事検査課長 | あさい まこと 浅井 誠 | |

| やくめい 役名 | しよくめい 職名 | しめい 氏名 |
|------------|---|--------------------|
| い いん 委員 | かいけいかちよう 会計課長 | せきね ひろお 関根 宏夫 |
| | すいどうぶふくぶちよう 水道部副部長 | おおやま こういち 大山 孝一 |
| | ぎ じちようさかちよう 議事調査課長 | あまの しげる 天野 茂 |
| | かん さいいん じむきよくしゅかんけんかん さかかりちようけん 監査委員事務局主幹兼監査係長兼 こうへいいんかい 公平委員会 | おくむら けいこ 奥村 桂子 |
| | きよういく そう む ぶふくぶちようけんしゃかいきよういくかちよう 教育総務部副部長兼社会教育課長 | いのうえ たかお 井上 隆雄 |
| | がっこうきよういくぶふくぶちようけんしどうかちようけん 学校教育部副部長兼指導課長兼 しょうちゅういつかんきよういくすいしんしつちよう 小中一貫教育推進室長 | やまもと まこと 山本 誠 |

6 やしおしたぶんかきょうせいすいしん さくていけいか 八潮市多文化共生推進プラン策定経過

| ねんがっぴ 年月日 | じこう 事項 | ないよう 内容 | |
|----------------------------|-------------------------|--------------------------------------|---|
| れいわがんねん 令和元年 (2019年) | 8月1日 ～30日 の 実施 | 八潮市外国人市民意識調査 | |
| れいわ ねん 令和2年 (2020年) | 2月13日 ～3月25日 | 多文化共生に関する アンケート調査の実施 (日本人市民向け) | |
| | 6月18日 | ボランティア団体への ヒアリング調査の実施 | 市内で活動する日本語ボランティア 3団体に実施 |
| | 7月15日 | 第1回 八潮市多文化共生推進 プラン庁内検討委員会 | (1)八潮市多文化共生推進プランの 概要及び策定スケジュールについて (2)八潮市多文化共生推進プラン (骨子案) について |
| | 8月19日 | 第1回 八潮市多文化共生推進 プラン策定委員会 | ・委嘱書の交付 ・諮問 (1)八潮市多文化共生推進プランの 概要及び策定スケジュールについて (2)八潮市多文化共生推進プラン (骨子案) について |
| | 9月25日 | 第2回 八潮市多文化共生推進 プラン庁内検討委員会 | (1)八潮市多文化共生推進プラン (骨子案) について |
| | 9月29日 | 第2回 八潮市多文化共生推進 プラン策定委員会 | (1)八潮市多文化共生推進プラン (骨子案) について |
| | 11月2日 | 第3回 八潮市多文化共生推進 プラン庁内検討委員会 | (1)八潮市多文化共生推進プラン (案) について |
| | 11月9日 | 第3回 八潮市多文化共生推進 プラン策定委員会 | (1)八潮市多文化共生推進プラン (案) について |

| ねんがっぴ 年月日 | じこう 事項 | ないよう 内容 |
|---------------------------|------------------------------------|---|
| れいお ねん 令和2年 (2020年) | がっ にち 12月15日 がっ にち ～1月15日 | やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進プラン (案) に ついて |
| れいお ねん 令和3年 (2021年) | がっここのか 2月9日 | だい かい 第4回 やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進 プラン策定委員会 |
| | がっとおか 2月10日 | だい かい 第4回 やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進 プラン庁内検討委員会 (書面開催) |
| | がっ にち 2月19日 | やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進プラン 策定委員会からの答申 |
| | がっふつか 3月2日 | やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進プラン (案) の庁議決定 |
| | | |
| | | (1) やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進プラン (案) に対するご意見と市の対応 (案) に ついて (2) やしおしたぶんかきょうせいすいしん 八潮市多文化共生推進プラン (案) について |
| | | いいんちょうおよ ふういんちょう とうしん 委員長及び副委員長からの答申 |

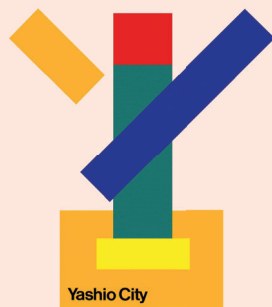
7 ようごかいせつ 用語解説

おんじゆん
〈50音順〉

| ご 語 句 | かいせつ 解説 |
|-----------------------------|--|
| エスディージーズ S D G s | 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため 2015年の国連サミットで採択された国際目標。17のゴール、169のターゲット、232の指標が決められている。「Sustainable Development Goals」の略。 |
| 外国人語学指導助手 (A L T) | 小・中学校や高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に配置され、授業を補助する役割を担う外国人を母国語とする外国語指導助手のこと。「Assistant Language Teacher」の略。 |
| 加配教員 | 法律に基づいて算定される公立学校の教員定数に上乗せして文部科学省が配置する非常勤の教員。 |
| 技能実習制度 | 技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度。 |
| 在留資格 | 外国人が日本に在留する間、行うことのできる活動などを示す資格のこと。 |
| 多言語サポーター (八潮市の事業) | 市役所や学校での通訳や書類の翻訳などにご協力いただける方の登録制度。対象者は満18歳以上で日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を持つ方。 |
| 多文化共生 キーパーソン (埼玉県の実業) | 埼玉県知事から委嘱を受け、外国人住民と県や市町村などとの橋渡しをしていただく方の登録制度。行政情報などを外国人住民に提供したり生活相談にも応じるもので、外国語の能力や外国人支援の経験は必要ない。 |

| ご 語句 | かいせつ 解説 |
|----------------------------|--|
| たようせい 多様性 | いろいろな種類や傾向のものがあること。変化に富むこと。 プランでは、性別・国籍・人種・年齢など、様々な違いがあることを指す。 |
| にほんごがくしゅうしえんしゃ 日本語学習支援者 | 日本語の学習を希望する外国人市民に日本語を教えるボランティアなどのこと。 |
| へイトスピーチ | 特定の国籍や民族の人々を受け入れられないとする差別的言動のこと。 |
| ほうせつせい 包摂性 | 社会的立場に関わらず、多様な人々を社会や組織に取り込んでいくこと。 |
| ぼご ぼごほじ 母語、母語保持 | <p>母語とは、一番初めに覚えた言葉で最も理解できる言語のこと。プランでは、外国人児童生徒が保護者と円滑に意思疎通でき、コミュニケーションがとれる言語（日本語以外の言語）を指す。</p> <p>母語保持とは、外国人児童生徒が日本語を習得する一方で、母語（日本語以外の言語）の学習の継続や母語を使える環境を整えることで、健全な育成や日本語能力の向上が期待できるとされる。</p> |
| やさしい日本語 | 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。外国人だけでなく、高齢者や子ども、障がいのある人など、多くの人に分かりやすく伝えようとするものである。 |

Y
A
S
H
I
O



やしおしたぶんかきょうせいすいしん
八潮市多文化共生推進プラン

れいわ ねん ねん がつ
令和3年(2021年)3月

はっこう やしおし
発行：八潮市

しょざいち さいたまけん やしおし ちゅうおういっちょうめ ばんち
所在地：〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

でんわ だいはりょう
電話：048-996-2111 (代表)

メール：shiminkyodo@city.yashio.lg.jp

へんしゅう やしおし しみんかつりよくすいしんぶ しみんきょうどうすいしんか
編集：八潮市 市民活力推進部 市民協働推進課

し
市ホームページ：http://www.city.yashio.lg.jp

こちらのQRコードからアクセスできます→

